

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月25日
【事業年度】	第13期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）
【会社名】	エムスリー株式会社
【英訳名】	M3, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷村 格
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目11番44号
【電話番号】	03（6229）8900（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 辻 高宏
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目11番44号
【電話番号】	03（6229）8900（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 辻 高宏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第9期 平成21年3月	第10期 平成22年3月	第11期 平成23年3月	第12期 平成24年3月	第13期 平成25年3月
売上高 (千円)	8,534,933	11,811,960	14,646,737	19,040,810	26,007,662
経常利益 (千円)	4,170,963	4,851,098	6,143,626	7,695,899	9,625,450
当期純利益 (千円)	2,363,272	1,938,891	3,486,762	4,492,941	5,598,741
包括利益 (千円)			3,455,085	4,895,749	6,835,920
純資産額 (千円)	10,214,827	11,258,160	13,708,125	17,480,532	23,472,621
総資産額 (千円)	12,542,583	15,266,565	17,786,127	23,017,946	30,853,120
1株当たり純資産額 (円)	6,388.66	6,938.82	8,465.10	10,664.80	14,001.25
1株当たり当期純利益 (円)	1,508.10	1,234.86	2,218.36	2,843.43	3,526.67
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	1,488.67	1,220.98	2,194.18	2,820.54	3,508.97
自己資本比率 (%)	80.0	71.4	74.8	73.5	72.1
自己資本利益率 (%)	26.1	18.5	28.8	29.7	28.6
株価収益率 (倍)	29.2	43.2	37.9	35.2	51.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,055,657	3,535,129	3,186,999	5,326,855	5,810,152
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	53,487	2,182,441	1,238,688	3,634,617	2,214,857
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	740,871	836,178	963,592	1,391,305	1,667,431
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	8,001,977	8,502,188	9,393,831	9,672,040	11,713,591
従業員数 (名)	132	259	332	540	1,097
[ほか、平均臨時雇用者数]	[32]	[37]	[132]	[169]	[186]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 平成23年10月1日付で1株につき2株の株式分割を、平成24年10月1日付で1株につき3株の株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しています。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第9期 平成21年3月	第10期 平成22年3月	第11期 平成23年3月	第12期 平成24年3月	第13期 平成25年3月
売上高 (千円)	7,585,599	9,017,199	10,215,160	11,597,823	13,616,701
経常利益 (千円)	4,384,089	5,165,679	5,923,448	6,713,359	8,142,347
当期純利益 (千円)	2,415,543	2,512,291	3,370,096	3,872,636	5,072,167
資本金 (千円)	1,187,576	1,190,810	1,197,787	1,280,488	1,335,808
発行済株式総数 (株)	261,666	261,732	262,020	528,628	1,588,926
純資産額 (千円)	10,450,930	11,868,068	14,229,606	17,147,238	21,629,502
総資産額 (千円)	12,528,084	14,388,288	16,653,050	20,287,158	29,081,833
1株当たり純資産額 (円)	6,648.44	7,532.54	9,011.48	10,746.16	13,523.23
1株当たり配当額 (円)	3,300.00	3,600.00	5,000.00	2,500.00	1,200.00
(内、1株当たり中間配当額) (円)	( )	( )	( )	( )	( )
1株当たり当期純利益 (円)	1,541.45	1,600.05	2,144.13	2,450.86	3,194.98
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	1,521.60	1,582.06	2,120.76	2,431.13	3,178.94
自己資本比率 (%)	83.3	82.2	85.1	84.0	73.9
自己資本利益率 (%)	25.7	22.6	25.9	24.8	26.3
株価収益率 (倍)	28.6	33.3	39.3	40.8	56.9
配当性向 (%)	35.7	37.5	38.9	34.0	37.6
従業員数 (名)	83	90	111	130	162
[ほか、平均臨時雇用者数]	[21]	[16]	[24]	[34]	[34]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 平成23年10月1日付で1株につき2株の株式分割を、平成24年10月1日付で1株につき3株の株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しています。

3 第11期の1株当たり配当額には、記念配当1,100円を含んでおり、第13期の1株当たり配当額には、記念配当200円を含んでおります。

## 2【沿革】

平成12年9月	インターネットを活用した医療関連事業を行うため、東京都品川区に、ソネット・エムスリー株式会社（資本金2億円）を設立
平成12年10月	MR（製薬会社の医薬情報担当者）による医師への情報提供をサポートする、インターネットを活用したコミュニケーションツールサービス、「MR君」提供開始
平成14年3月	ウェブエムディ株式会社より、医療情報事業を営業譲受、医療情報サイト「WebMD Japan」の運営を引継ぐ
平成14年8月	インターネットを活用した医療関連調査サービス、「リサーチ君」提供開始 医療情報サイト「WebMD Japan」を「so-netm3.com」に名称変更
平成15年1月	ソニーコミュニケーションネットワーク株式会社（現 ソネットエンタテインメント株式会社）より、医療情報サイト「MediPro / MyMedipro」を営業譲受
平成15年7月	平行して運営してきた「MyMedipro」と「so-netm3.com」の2つの医療情報サイトを統合、医療専門サイト「m3.com」運営開始
平成15年10月	米国での事業展開を目的として、米国ニュージャージー州に、So-net M3 USA Corporation（現 M3 USA Corporation）を設立
平成15年11月	インターネットを活用した医療関連会社向けのマーケティングツールシリーズ、「m3MT」提供開始
平成16年4月	インターネットを活用した医師向け求人求職支援サービス、「m3.com CAREER」提供開始
平成16年9月	株式会社東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
平成17年6月	韓国での事業展開を目的として、Medi C&C Co., Ltd.に出資、連結子会社化
平成17年9月	医師のためのライフサポートサービス、「QOL君」提供開始
平成17年12月	一般の方々からの健康や疾病に関する質問に「m3.com」登録医師が回答する「AskDoctors」サービス提供開始
平成18年6月	米国での事業展開を加速するため、MDLinx, Inc.に出資、連結子会社化 本店を東京都港区芝大門に移転
平成19年3月	株式会社東京証券取引所市場第一部へ上場市場を変更
平成20年6月	診療予約システムを運営するアイチケット株式会社に出資、連結子会社化
平成21年3月	米国における経営資源の集中と効率化を目的として、So-net M3 USA Corporation（現 M3 USA Corporation）が、MDLinx, Inc.を吸収合併
平成21年4月	IT活用による大規模臨床研究支援事業を行うメビックス株式会社に公開買付けを実施、連結子会社化
平成21年12月	医師・薬剤師を対象とした求人広告事業及び人材紹介事業を行うため、エムスリーキャリア株式会社を設立
平成22年1月	商号をエムスリー株式会社に変更
平成22年11月	英国の市場調査会社EMS Research Limited（現 M3 Global Research Limited）に出資、連結子会社化
平成23年4月	医療用医薬品に関する広告代理店であるリノ・メディカル株式会社及び学会・研究会の会員制コミュニティサイトを運営する学会研究会jp株式会社（現 株式会社エムプラス）に出資、連結子会社化
平成23年8月	英国において医師向けポータルサイトを運営するDoctors.net.uk Limitedに出資、連結子会社化
平成23年9月	首都圏を中心に治験業務全般の管理・運営を支援する株式会社メディカル・パイロットに出資、連結子会社化
平成23年11月	本店を現在地に移転
平成23年12月	近畿・中国地方を中心に治験業務全般の管理・運営を支援する株式会社フジ・シー・アール・エスに出資、連結子会社化
平成24年8月	治験業務の支援を行う株式会社MICメディカルに出資、連結子会社化
平成24年10月	電子カルテ等の開発・販売・サポート事業を営む株式会社シィ・エム・エスに出資、連結子会社化

### 3【事業の内容】

当社グループの事業目的は、「インターネットを活用して、健康で楽しく長生きする人を一人でも増やし、不必要な医療コストを1円でも減らすこと」です。社名のエムスリーは医療（Medicine）、メディア（Media）、変容（Metamorphosis）の3つのMを表しています。インターネットというメディアの力を活かして、医療の世界を変えていくことが、当社の設立の志です。

上記の目的の実現に向けて、当社グループでは、以下のような事業を展開しています。

当社の運営する医療従事者専門サイト「m3.com」は、「医師をはじめとする医療従事者が、『欲しい!』と思った情報に、最も迅速かつ確にたどりつけるサイト」を目指し、専門医療情報に特化したニュース、サーチエンジン、ディレクトリ、文献検索、会員専用コミュニティサイト、独自コンテンツ等を会員に対して無料で提供しています。平成25年3月末現在、24.0万人の医師を含む医療従事者がこのサイトに会員登録しています。この医療従事者会員を基盤として、当社グループでは様々なサービスを提供しています。

主なサービスの内容は下記のとおりです。

なお、次の区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一です。

#### (1) 医療ポータル

医療関連会社マーケティング支援

- a . MR君サービス ..... 製薬会社のMR（医薬情報担当者）等による医師への情報提供をサポートする、インターネットを活用した双方向のコミュニケーションプラットフォームの提供。
- b . m3.com提携企業サービス ..... 医療関連会社向けに「m3.com」上に設けた情報掲載スペース、専用検索エンジンに連動したバナー表示などのサービスを提供。さらにオプションとして「m3MT」のサービス名称で「m3.com」会員向けのメール広告等の様々なマーケティングツールを提供。

調査

- a . 受注型調査サービス ..... 医療従事者を対象とした、個別受注型調査の実施。
  - b . 定型調査サービス ..... 当社で企画、実施し、複数のクライアントに販売する調査サービス。
- その他
- a . 一般企業向けマーケティング支援サービス ..... 会員へ医療情報以外のライフサポート情報を提供する「QOL君」などの一般企業向けサービスの提供。
  - b . m3.com開業・経営サービス ... 開業準備医師向けの情報や開業後の診療所の経営支援情報を「m3.com」上で提供し、診療所の経営をサポート。
  - c . コンシューマ向けサービス ... 一般の方々からの健康や疾病に関する様々な質問に対して「m3.com」登録医師が回答する、ネット上の掲示板方式Q&Aサイト「AskDoctors」等の運営。
  - d . 治験君サービス ..... 「m3.com」上で治験に参加する施設・対象患者を発見する治験支援サービス。
  - e . 医療従事者等向け人材 ..... 医師、薬剤師向けの求人求職支援サービス、人材紹介、「m3.com CAREER」等への求人広告掲載等。
  - f . 有料コンテンツ販売 ..... 医薬品便覧や医学辞典等電子コンテンツの会員医師への販売。

#### (2) エビデンスソリューション

- a . CRO事業 ..... 臨床開発業務の支援及び大規模臨床研究の支援。
- b . SMO事業 ..... 治験実施医療機関における治験業務全般の管理・運営の支援。

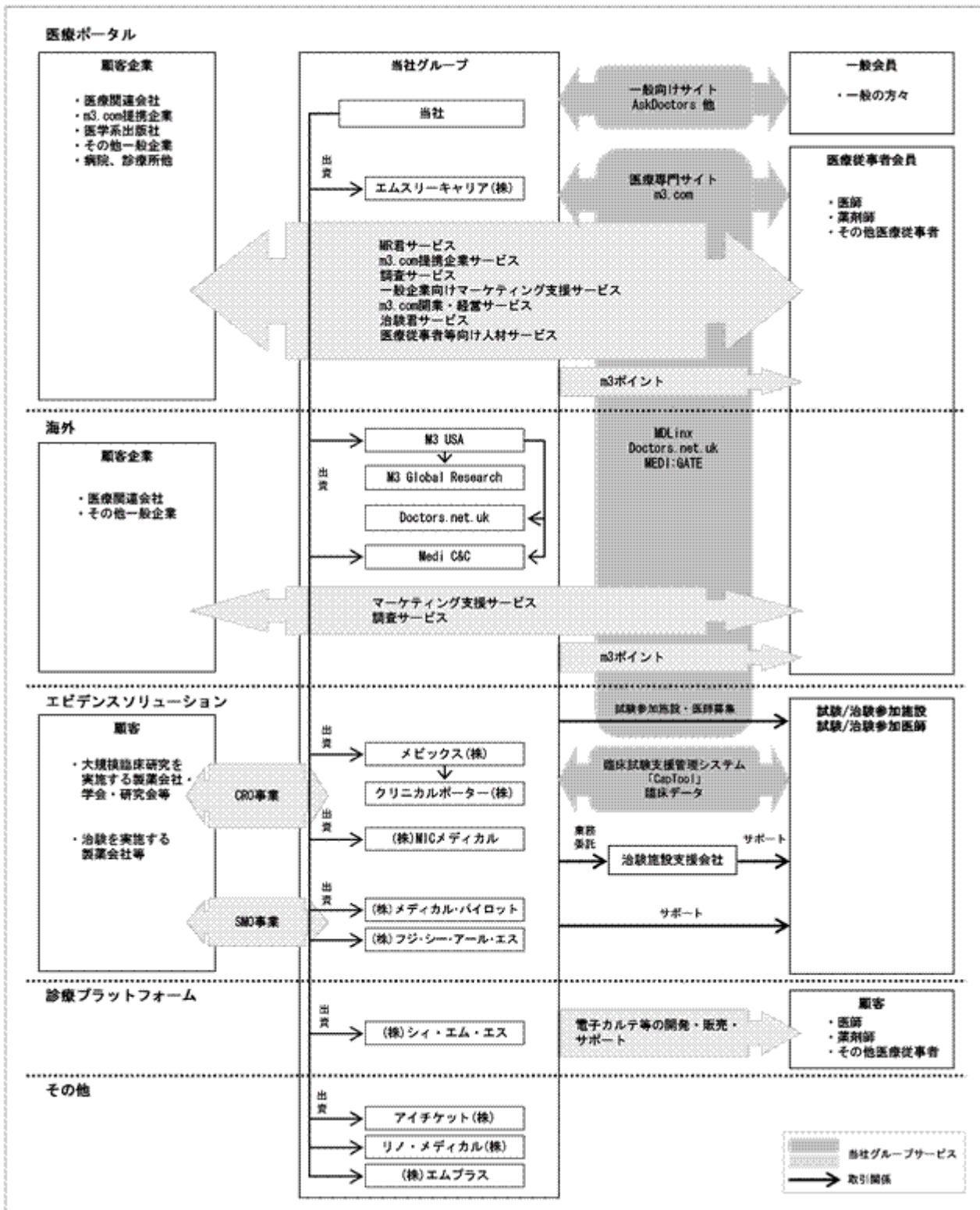
#### (3) 海外

- a . マーケティング支援 ..... 海外におけるインターネットを利用した製薬会社等の営業、マーケティング支援事業等の提供。
- b . 調査 ..... 海外における医療従事者を対象とした調査サービス。

#### (4) 診療プラットフォーム

- a . 電子カルテ事業 ..... 電子カルテ等の開発・販売・サポート。

当社グループの事業の系統図は、以下の通りです。



## 4【関係会社の状況】

平成25年3月31日現在

名称	住所	資本金	主要な事業の内容 (注2)	議決権の 所有 (被所有) 割合 (注1)	関係内容
(その他の関係会社) ソニー株式会社 (注3、9)	東京都港区	630,923,097 千円	電気・電子機械器具の製造、販売	(被所有) 49.8%	該当なし
(連結子会社) M3 USA Corporation	米国ニュー ジャージー州	500 千米ドル	(海外) 米国におけるインターネットを利用 した製薬会社等の営業・マーケ ティング支援事業	100.0%	資金援助、調査事業の受託 役員の兼任 2名
(連結子会社) M3 Global Research Limited (注4)	英国 ロンドン	1 千英ポンド	(海外) 欧州における調査事業	100.0% (100.0%)	調査事業の受託 役員の兼任 1名
(連結子会社) Doctors.net.uk Limited (注5)	英国 オックス フォード シャー州	7,615 千英ポンド	(海外) 欧州におけるインターネットを利用 した製薬会社等の営業・マーケ ティング支援事業	100.0% (100.0%)	役員の兼任 2名
(連結子会社) MedQuarter Online GmbH	ドイツ ミュンヘン	25 千ユーロ	(海外) 欧州におけるインターネットを利用 した製薬会社等の営業・マーケ ティング支援事業	100.0%	資金援助 役員の兼任 1名
(連結子会社) メビックス株式会社	東京都港区	50,000千円	(エビデンスソリューション) 大規模臨床研究支援事業	100.0%	事務所賃貸、管理業務受託、症例 獲得支援等 役員の兼任 1名
(連結子会社) クリニカルポーター株式会社	東京都港区	10,000千円	(エビデンスソリューション) 大規模臨床研究支援事業	100.0% (100.0%)	事務所賃貸
(連結子会社) 株式会社メディカル・パイ ロット	東京都港区	30,000千円	(エビデンスソリューション) 治験実施医療機関における治験業 務全般の管理・運営支援事業	100.0%	役員の兼任 2名
(連結子会社) 株式会社フジ・シー・アール ・エス	兵庫県神戸市	20,000千円	(エビデンスソリューション) 治験実施医療機関における治験業 務全般の管理・運営支援事業	100.0%	役員の兼任 2名
(連結子会社) 株式会社シィ・エム・エス	愛知県 名古屋市	20,000千円	(診療プラットフォーム) 電子カルテ等の開発・販売・サ ポート事業	100.0%	役員の兼任 1名
(連結子会社) リノ・メディカル株式会社	東京都港区	10,000千円	(その他) 医療用医薬品に関する広告代理店 事業	100.0%	事務所賃貸 役員の兼任 1名
(連結子会社) アイチケット株式会社	東京都港区	30,000千円	(その他) 情報通信ネットワークを利用した 医療機関向け各種情報提供サー ビス事業	77.2%	事務所賃貸
(連結子会社) 株式会社MICメディカル	東京都文京区	50,000千円	(エビデンスソリューション) 臨床開発業務を支援するCRO(医薬 品開発業務受託機関)事業	75.0%	役員の兼任 2名
(連結子会社) エムスリーキャリア株式会社 (注11)	東京都港区	50,000千円	(医療ポータル) 医療従事者及び関連人材を対象と した人材サービス事業	51.0%	事務所賃貸、プラットフォーム の提供 役員の兼任 2名
(連結子会社) 株式会社エムプラス (注6)	東京都渋谷区	30,000千円	(その他) 学会・研究会の会員制コミュニ ティサイトの運営事業	50.0%	役員の兼任 2名
(連結子会社) Medi C&C Co., Ltd. (注5、6)	韓国ソウル市	1,833,335 千ウォン	(海外) 韓国におけるインターネットを利用 した製薬会社等の営業・マーケ ティング支援事業	40.0% (20.0%)	役員の兼任 1名

名称	住所	資本金	主要な事業の内容 (注2)	議決権の 所有 (被所有) 割合 (注1)	関係内容
(持分法適用関連会社) MedQuarter AG (注8)	ドイツ ミュンヘン	263 千ユーロ	(海外) 欧州におけるインターネットを利用 した製薬会社等の営業・マーケ ティング支援事業	28.5%	資金援助 役員の兼任 1名
(持分法適用関連会社) 株式会社メディサイエンス プランニング(注3)	東京都中央区	361,520千円	(エビデンスソリューション) 臨床開発業務を支援するCRO(医薬 品開発業務受託機関)事業	25.5%	役員の兼任 1名
(持分法適用関連会社) 株式会社翻訳センター (注3)	大阪府大阪市	588,443千円	(その他) 翻訳サービス事業	20.5%	翻訳業務の委託等
(持分法適用関連会社) 株式会社エー・アイ・ピー (注7)	東京都渋谷区	75,000千円	(その他) インターネットを利用したリサー チ事業	16.4%	調査事業の受託
(持分法適用関連会社) 日本メディカルネットコミュ ニケーションズ株式会社 (注3,7)	東京都渋谷区	284,088千円	(その他) 歯科医院の情報掲載等を中心とし た専門ポータルサイトの運営	15.0%	該当なし

- (注) 1 議決権の所有割合欄の( )内は、間接所有割合で内数です。  
 2 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しています。  
 3 有価証券報告書の提出会社です。  
 4 平成24年10月に、EMS Research Limitedから商号変更しています。  
 5 特定子会社に該当します。  
 6 議決権の所有割合は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社としたものです。  
 7 議決権の所有割合は100分の20未満ですが、実質的な影響力を持っているため関連会社としたものです。  
 8 平成23年1月開催の同社株主総会にて会社清算を決議しています。  
 9 前連結会計年度において親会社であったソネットエンタテインメント株式会社は、保有する当社株式の全てを平成25年1月にソネットエンタテインメント株式会社の親会社であり当社の親会社でもあったソニー株式会社に対して現物配当しました。これにより、ソネットエンタテインメント株式会社は当社の親会社ではなくなりました。さらに、平成25年2月に、ソニー株式会社が保有する当社株式の一部を譲渡したことにより、ソニー株式会社は当社の親会社ではなくなりました。  
 10 前連結会計年度において持分法適用関連会社であったメディカルアイ株式会社については、平成25年3月に株式を売却したことから持分法適用関連会社ではなくなりました。  
 11 エムスリーキャリア株式会社については、売上高(連結会社間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えています。主要な損益情報等は以下のとおりです。

	主要な損益情報等				
	売上高 (千円)	経常利益 (千円)	当期純利益 (千円)	純資産額 (千円)	総資産額 (千円)
エムスリーキャリア株式会社	3,235,283	749,578	434,474	925,698	1,578,045



## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成25年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
医療ポータル	267 (64)
エビデンスソリューション	470 (32)
海外	176 (69)
診療プラットフォーム	123 (8)
その他	45 (11)
全社(共通)	16 (2)
合計	1,097 (186)

- (注) 1 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員数です。  
 2 従業員数には、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。  
 3 全社(共通)として記載されている従業員数は、主に管理部門に所属しているものです。  
 4 当連結会計年度において、エビデンスソリューションセグメントにおいて、株式会社MICメディカルを新たに連結子会社としたこと等により、従業員数が331名増加しています。診療プラットフォームセグメントにおいて、株式会社シィ・エム・エスを新たに連結子会社としたことにより、従業員数が123名増加しています。

### (2) 提出会社の状況

平成25年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
162 (34)	34.1歳	2年9ヶ月	7,494千円

セグメントの名称	従業員数(名)
医療ポータル	146 (32)
全社(共通)	16 (2)
合計	162 (34)

- (注) 1 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員数です。  
 2 平均年間給与は、賞与を含んでいます。  
 3 全社(共通)として記載されている従業員数は、主に管理部門に所属しているものです。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておらず、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当期においても医療従事者専門サイト「m3.com」の基盤強化を進め、医師会員は、当連結会計年度において1.7万人増加の24.0万人に達しました。

既存サービスについては、顧客への各サービスの一層の浸透により、順調に推移しました。製薬会社向けのマーケティング支援サービスは、国内主要製薬会社のほぼ全社が既にご利用されている基本的な「提携企業」サービス、「m3.com」のプラットフォーム上で会員医師が主体的、継続的に高頻度で情報を受け取れる「MR君」サービス、会員医師に対してメールで直接アプローチする「m3MT」サービスと、意図や用途により選べるサービスメニューを提供しています。

また、治験に参加する施設・対象患者を発見する治験支援サービス「治験君」を核として、ITを活用した大規模臨床研究支援サービスを提供するメビックス株式会社、首都圏を中心に治験実施医療機関において治験業務全般の管理・運営を支援する株式会社メディカル・パイロット（以下「メディカル・パイロット」という）、近畿、中国地方を中心に治験実施医療機関において治験業務全般の管理・運営を支援する株式会社フジ・シー・アール・エス（以下「フジ・シー・アール・エス」という）を通じて治験支援関連サービスを提供しており、平成24年8月2日には、治験業務の支援を行う株式会社MICメディカル（以下「MICメディカル」という）を新たに連結子会社とし、サービス提供のための体制を拡大しています。

さらに、会員医療従事者を対象とした調査サービス、会員へ医療情報以外のライフサポート情報を提供する「QOL君」等の一般企業向けマーケティング支援サービス、一般の方々からの健康や疾病に関する質問に「m3.com」登録医師が回答する「AskDoctors」（<http://www.AskDoctors.jp/>）、診療所の経営をサポートする「m3.com 開業・経営」等の新規サービスの拡充も進めています。

医師、薬剤師向けの求人求職支援サービスを提供するエムスリーキャリア株式会社（以下「エムスリーキャリア」という）、クリニックの診療予約サービスを提供するアイチケット株式会社（以下「アイチケット」という）、医療用医薬品に関する広告代理店であるリノ・メディカル株式会社においてもサービス展開を進め、グループの拡大も進めてきました。

加えて、平成24年10月31日には、電子カルテ等の開発・販売・サポートを手掛ける株式会社シィ・エム・エス（以下「シィ・エム・エス」という）を新たに連結子会社としました。

海外においては、米国で、20万人以上の医師会員を擁する医療従事者向けウェブサイト「MDLinx」を運営し、この会員基盤を活かした製薬会社向けサービスの展開が順調に進んでいます。また、英国では約20万人の医師会員を擁する医師向けウェブサイト「Doctors.net.uk」を運営するDoctors.net.uk Limited（以下「DNUK」という）においても、英国での製薬会社向けサービスの展開を進めています。さらに、日本、米国、欧州、中国及び韓国に跨る100万人の医師パネルを構築し、医療分野においてグローバルな調査サービスを提供しています。加えて、中国、南米においても現地の製薬会社や企業をクライアントとして事業を開始しました。

当期においては、当社グループが世界各地で展開するサービスに登録する医師会員数の合計が100万人を突破したことから、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表すため、記念配当200円を実施することとしました。

なお、当社では、経営基盤を強化し新たな事業展開に備えるために、利益を内部留保し再投資することを基本方針としつつ、資金需要動向とキャッシュ・フローの状況とを総合的に勘案し、株主配当の水準を決定しております。平成25年3月期については、利益還元としての株主配当を実施できる状況にあると判断いたしましたので、普通配当を1,000円とし、上記の記念配当を加えた計1,200円を平成25年3月期の1株当たり期末配当金といたしました。

当連結会計年度の業績は、以下のとおりです。

（当期の業績）

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	比較増減	
売上高	19,040	26,007	+ 6,966	+ 36.6%
営業利益	7,648	9,294	+ 1,645	+ 21.5%
経常利益	7,695	9,625	+ 1,929	+ 25.1%
当期純利益	4,492	5,598	+ 1,105	+ 24.6%

(セグメントの業績)

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)	比較増減	
医療 ポータル	セグメント売上高	13,281	16,215	+ 2,933	+ 22.1%
	セグメント利益	7,625	9,189	+ 1,563	+ 20.5%
エビデンス ソリューション	セグメント売上高	2,321	4,283	+ 1,962	+ 84.5%
	セグメント利益	423	517	+ 94	+ 22.3%
海外	セグメント売上高	2,983	4,069	+ 1,085	+ 36.4%
	セグメント利益	138	117	20	15.1%
診療プラット フォーム	セグメント売上高	-	979	+ 979	-
	セグメント利益	-	63	+ 63	-
その他	セグメント売上高	737	795	+ 57	+ 7.9%
	セグメント利益	76	87	+ 10	+ 14.4%
消去又は全社	セグメント売上高	(282)	(335)	-	-
	セグメント利益	(566)	(349)	-	-
合計	売上高	19,040	26,007	+ 6,966	+ 36.6%
	経常利益	7,695	9,625	+ 1,929	+ 25.1%

#### 医療ポータル

医療関連会社マーケティング支援分野の売上高は、9,610百万円（前年同期比18.9%増）となりました。製薬会社の利用の拡大により、「MR君」サービスの売上高が前年同期比18%増となったこと等により、好調に推移しました。

調査分野の売上高は1,551百万円（前年同期比5.5%増）となり、堅調に推移しました。

その他分野の売上高は、5,053百万円（前年同期比35.6%増）となりました。エムスリーキャリアにおける医師、薬剤師向け人材紹介事業及び求人広告事業が拡大しました。

これらの結果、医療ポータルセグメントの売上高は、16,215百万円（前年同期比22.1%増）となりました。

売上原価と販売費及び一般管理費の総額は、エムスリーグループ業容拡大に伴う人件費増加等の要因により、7,106百万円（前年同期比26.7%増）となりました。

以上の結果、医療ポータルのセグメント利益は9,189百万円（前年同期比20.5%増）となりました。

#### エビデンスソリューション

メディカル・パイロット、フジ・シー・アール・エス及び新たに連結子会社となったMICメディカルの業績が好調に推移し、売上高は4,283百万円（前年同期比84.5%増）、セグメント利益は517百万円（前年同期比22.3%増）となりました。

#### 海外

M3 USA CorporationにM3 Global Research Limited（旧 EMS Research Limited）及びDNUKを加えた米英においては、製薬会社向けマーケティング支援サービスの拡大と調査サービスの拡大等により、売上高は3,981百万円（前年同期比39.6%増）となりました。また、韓国においては前年に比べ事業が低調に推移しました。韓国を含めた海外セグメントの売上高は4,069百万円（前年同期比36.4%増）、セグメント利益は117百万円（前年同期比15.1%減）となりました。

#### 診療プラットフォーム

シー・エム・エスの新規連結に伴い新たに加わった事業を、診療プラットフォームセグメントとしています。事業は順調に推移し、売上高は979百万円、セグメント利益は63百万円となりました。

#### その他

アイチケット等のグループ会社各社の業績が堅調に推移したこと及び持分法投資損益の増加等により、売上高は795百万円（前年同期比7.9%増）、セグメント利益は87百万円（前年同期比14.4%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は26,007百万円（前年同期比36.6%増）、営業利益は9,294百万円（前年同期比21.5%増）、経常利益は9,625百万円（前年同期比25.1%増）、当期純利益は5,598百万円（前年同期比24.6%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末残高より2,041百万円増加し、11,713百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、5,810百万円の収入（前年同期比483百万円の収入増）となりました。収入の主な内訳は、税金等調整前当期純利益9,504百万円であり、支出の主な内訳は、法人税等の支払額3,626百万円です。

投資活動によるキャッシュ・フローは、MICメディカルへの出資に伴う連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出2,050百万円、メディスサイエンスプランニングへの出資等に伴う投資有価証券の取得による支出1,248百万円等により、2,214百万円の支出（前年同期比1,419百万円の支出減）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払等により、1,667百万円の支出（前年同期比276百万円の支出増）となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、製品の生産を行っていないため、記載すべき事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは、一部事業において受注生産を行っておりますが、実績に応じて売上が計上される契約がほとんどであり、受注時に受注金額を確定することが困難な状況であることから、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	前年同期比(%)
医療ポータル (千円)	15,907,163	+22.4
エビデンスソリューション (千円)	4,261,713	+83.6
海外 (千円)	4,069,015	+36.5
診療プラットフォーム (千円)	979,787	-
報告セグメント計 (千円)	25,217,679	+37.8
その他 (千円)	789,983	+7.2
合計 (千円)	26,007,662	+36.6

- (注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しています。  
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
 3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、前連結会計年度及び当連結会計年度における各販売先への当該割合が100分の10未満のため、記載を省略しています。

### 3【対処すべき課題】

当社グループでは、対処すべき課題として以下の項目に取り組んでいます。

#### (1) 継続的な成長の実現

現在、当社グループの事業は、医療従事者専門サイト「m3.com」の運営と、このサイトを通じて繋がる24.0万人の医師会員を含む、医療従事者会員へのアクセスを中核に展開しています。

「m3.com」は、「医師をはじめとする医療従事者が、『欲しい!』と思った情報に、最も迅速かつ確実にたどりつけるサイト」を目指し、専門医療情報に特化したニュース、サーチエンジン、ディレクトリ、文献検索、会員専用コミュニティサイト、独自コンテンツ等を会員に対して無料で提供しています。

この「m3.com」の会員を基盤として、当社グループでは、医療従事者を顧客とする製薬会社、医療機器会社等の医療関連会社に向けて、「MR君」をはじめとしたインターネットを活用したマーケティング活動を支援するサービスを開発、提供しています。

また、治験に参加する施設・対象患者を発見する治験支援サービス「治験君」を核として、ITを活用した大規模臨床研究支援サービスを提供するメビックス株式会社、首都圏を中心に治験実施医療機関において治験業務全般の管理・運営を支援する株式会社メディカル・パイロット、近畿、中国地方を中心に治験実施医療機関において治験業務全般の管理・運営を支援する株式会社フジ・シー・アール・エスを通じて治験支援関連サービスを提供しており、平成24年8月には、治験業務の支援を行う株式会社MICメディカルを新たに連結子会社とし、サービス提供のための体制を拡大しています。

さらに、調査サービス、医療情報以外のライフサポート情報等を提供する「QOL君」をはじめとした一般企業向けサービス、一般の方々からの健康や疾病に関する質問に「m3.com」登録医師が回答する「AskDoctors」(<http://www.AskDoctors.jp/>)、診療所の経営をサポートする「m3.com 開業・経営」等、新規サービスの拡充も進めています。

医師、薬剤師向けの求人求職支援サービスを提供するエムスリーキャリア株式会社、クリニックの診療予約サービスを提供するアイチケット株式会社、医療用医薬品に関する広告代理店であるリノ・メディカル株式会社に加え、平成24年10月には、電子カルテ等の開発・販売・サポートを手掛ける株式会社シー・エム・エスを新たに連結子会社とする等、グループ各社も拡大しています。

今後も、引き続き、次の4項目での成長、展開に重点を置いた経営を進めていきます。

「m3.com」サイトの一層の価値向上

サイトの内容、機能の充実を進め、より多くの医療従事者会員からの、より多くのトラフィックを獲得することで、この「場」を活かして提供する他の様々なサービスの価値を底上げしていきます。

「MR君」等マーケティング支援サービスの更なる成長

既存顧客における利用量拡大と新規顧客の開拓に向けて、経営資源を投入していきます。

新規事業の立ち上げ

「双方向コミュニケーションで繋がった、医師をはじめとする医療従事者会員」の基盤から生み出される事業機会は数多く、優先順位を決めて順次事業化を進めていきます。

また、グループ各社の事業拡大とグループ内シナジー効果の最大化を図ります。

海外展開

「MR君」は当社グループが独自に開発したサービスで、海外にも類似のものは見当たりません。そこで、医薬品の処方に関して日本と同様の制度を持つ国、市場に対して、このサービスの海外展開を進めています。

米国では、米国子会社M3 USA Corporationにおいて、医療従事者向けウェブサイト「MDLinx」を運営しており、製薬会社向けマーケティング支援サービス及び調査サービスを展開しています。

また、平成22年11月には、ヨーロッパの医師パネルを保有する英国の市場調査会社M3 Global Research Limited(旧 EMS Research Limited)を子会社とし、グローバルな調査体制を構築しました。

さらに、平成23年8月に英国において医師向けウェブサイト「Doctors.net.uk」を運営するDoctors.net.uk Limitedを子会社とし、英国での製薬会社向けマーケティング支援サービスを展開しています。

加えて、中国においては、平成25年3月をもって、40万人以上の医師が利用する医師向けウェブサイト「医脈通」を運営する北京金葉天盛科技有限公司と合弁事業を開始するための基本契約を締結しました。

なお、上記の各項目における成長を具現化、促進する手段として、当社グループでは必要に応じて提携、買収、資本参加を進めていきます。

#### (2) リスクマネジメント

後述の「4 事業等のリスク」に挙げる、当社グループの事業運営に影響力を持ち得る、事業環境、コンプライアンスなどの様々な側面でのリスク要因の、経営への影響を最小化すべく、予防的措置に取り組みます。

#### 4【事業等のリスク】

当社グループの事業運営上リスク要因となる主な事項、及びリスク要因には該当しなくとも、投資者の投資判断上重要であると考えられる事項は下記のとおりです。

なお、ここに記載した事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが認識、判断したものであり、全てのリスク要因が網羅されているわけではありません。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、入手可能な情報に基づいて当社グループが判断したものです。

##### (1) 事業環境について

###### インターネットについて

当社グループは、インターネットを利用した医療関連事業を展開しています。インターネットの普及に伴う弊害の発生、利用に関する新たな規制やインターネットビジネス関連事業者を対象とする法的規制等の導入、その他予期せぬ要因によって、インターネット利用の順調な発展が今後阻害された場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

###### 医療及びヘルスケア市場について

現在、当社グループの売上高の多くが、医療関連会社からのものとなっています。当社グループのサービスの多くは新たな需要を喚起するもので、医療費全体の動向に大きく左右されるものではありませんが、市場の停滞、縮小や新たな市場動向に当社グループが対応できない場合には、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

当社グループの主要な顧客である製薬会社においては、グローバルなレベルでの企業間競争が展開され、再編の動きが続いています。企業間競争は当社グループが提供する各種サービスの採用を加速する可能性がある一方、再編された既存顧客による契約見直しの可能性もあり、その場合には当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

##### (2) 事業運営について

###### 個人情報、顧客情報の保護について

「m3.com」登録会員等のプライバシーを保護するため、当社グループではプライバシーポリシーを制定し、当社グループの従業員が個人情報を取扱う際には、作業プロセスをマニュアル化し、複数の従業員がチェックを行う等、個人情報の取扱いには慎重を期したサイト運営を行っています。しかしながら、個人情報の流出等の重大なトラブルが当社グループ、当社グループの業務提携先もしくは当社グループの顧客企業で発生した場合には、個人情報保護法への抵触、損害賠償の請求や信用の低下等により、当社グループの事業及び業績に重大な影響を与える可能性があります。

当社グループは、互いに競合する複数の医療関連会社に対してサービスを提供しています。提供に際して、顧客より事業に関する機密情報を受け取る場合があり、その取扱いには社内ルールを設け、当社グループの従業員が機密情報を取扱う際には、作業プロセスをマニュアル化し、複数の従業員がチェックを行う等、細心の注意を払っています。しかしながら、機密情報の流出等の重大なトラブルが当社グループで発生した場合、損害賠償の請求や信用の低下等により、当社グループの事業及び業績に重大な影響を与える可能性があります。

###### 知的財産権について

「MR君」サービスは登録会員数の多さやソフトウェアの優位性により差別化されており、特許の有無による影響は大きくないと思われませんが、当社グループでは「MR君」に関する特許を複数出願しており、内2件は既に成立しています。

当社グループでは当社グループの持つ知的財産権を侵害されないよう細心の注意を払っていますが、他者からの侵害を把握しきれない、もしくは適切な対応ができない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当社グループが各種サービスを展開するにあたっては、他社の持つ特許権、商標権等の知的財産権を侵害しないよう細心の注意を払っていますが、万が一、他社の知的財産権を侵害した場合には、多額の損害賠償責任を負う可能性があります。

当社グループのサービス分野において、他社開発の技術あるいはビジネスモデルが標準化された場合、これらの特許権者に対してライセンス料負担が生じる可能性、ライセンス供与自体を受けられない可能性等があり、当社グループの事業及び業績に重大な影響を与える可能性があります。

#### 技術、システム面のリスクについて

当社グループは、各種サービスを行うためにインターネットを利用したコンピュータシステムを構築しており、サービス水準の維持向上を図るため、適宜新しいシステム技術やセキュリティ関連技術等を取り入れながら、継続的な設備投資並びに保守管理を行っています。しかしながら、ハードウェアまたはソフトウェアの不備、アクセスの急激な増加、人的ミス、インターネット回線のトラブル、コンピュータウイルス、停電、自然災害、その他予測困難な様々な要因によって当社グループのシステムに被害または途絶が生じた場合、当社グループの業績に重要な影響を与える可能性があります。また、当社グループの想定しない新しい技術の普及等により技術環境が急激に変化した場合、当社グループの技術等が陳腐化し、当社グループの事業展開に影響を与える可能性があります。

#### ポイントシステムについて

当社グループは、一部サービスにおいて、医学書等と交換可能なm3ポイントを会員に対して付与しています。このポイントが不正な操作等により、当社グループが正式に発行した以上に集められ、交換を求められた場合、当社グループの収益を圧迫する可能性があります。また、ポイントと交換された商品の欠陥、トラブル等により、当社グループの責任が問われる可能性があります。

### (3) 事業内容について

#### 医療ポータル事業及び海外事業について

##### i. 各種規制について

当社グループにおいてマーケティング支援サービス等を展開する上で、当社グループの顧客が制約を受ける「薬事法」における広告の制限等の規制、または公正取引委員会による「医療用医薬品製造業における景品等の提供の制限に関する公正競争規約」等の医薬品業界特有の各種規制については、当社グループでは特段の注意を払っています。しかしながら、業界の様々な動きに対して、法令や業界団体による規制等の改廃、新設が行われた際に、当社グループが何らかの対応を余儀なくされた場合や、これらに対応できない場合には、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を受ける可能性があります。

当社グループのエムスリーキャリア株式会社は、有料職業紹介事業者として厚生労働大臣の許可を受け、医療従事者の転職支援サービスを提供しています。現時点において、当社グループにおいて、許可取消等事由はないものと認識しておりますが、人材紹介事業の継続には有料職業紹介事業者の許可が必要であるため、何らかの理由により許可の取消等があった場合には、当社グループの事業活動及び業績に影響を与える可能性があります。

なお、海外での事業展開における法的規制については、(6) で後述します。

##### . 競合、代替について

当社グループは、薬剤の処方を行う医療従事者に対して製薬会社が行うマーケティング活動の支援サービスを展開しています。医薬品の処方を医療従事者ではなく患者が直接行うようになる、また遺伝子操作等の医薬品に依存しない治療の比率が拡大する等、医療システムが抜本的に変わった場合、当社グループの提供するサービスが陳腐化する可能性があります。

当社グループの提供するマーケティング支援サービスは、直接、または間接的に他社と競合する場合があります。当社グループの最大の強みは、医師会員24万人を含む医療従事者会員とインターネットを通じて双方向コミュニケーションで繋がっていることで、これに「MR君」ビジネスモデルに関する特許や製薬業界における実績等を加えると、後発他社に対する新規参入障壁は比較的高いと認識しています。しかしながら今後、市場規模の拡大に伴い、「MR君」の代替となる他のマーケティングツール等が普及する可能性、より認知度の高いブランドを有する企業等が新規参入してくる可能性、並びに当社グループの顧客が業務を自ら手がける可能性などがあり、その場合、当社グループの収益を圧迫する可能性があります。

##### . マーケティング支援サービスについて

当社グループのマーケティング支援サービスには、顧客と会員の間でのメッセージのやりとりを伴うものが多くあります。メッセージの内容に関する責任は基本的に発信者自身が負いますが、当社グループのサービスを使った顧客、会員等による発信情報が当事者もしくは第三者に損害を与えた場合、それに関連して当社グループの責任が問われる可能性があります。

当社グループは、一部サービスにおいて、医療に関する情報コンテンツを提供しています。その内容、対象、責任範囲等には細心の注意を払っており、契約、規約等でその責任範囲を限定していますが、これらのコンテンツに間違いもしくは誤解を招く表現等があった場合、その責任を問われる可能性があります。

当社グループのマーケティング支援サービスに不具合があった場合、原則その責任の範囲は契約金額が上限であり、機会損失は補填しないと契約に記載していますが、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### ・人材紹介サービスについて

当社グループは医療従事者向け人材紹介サービスを展開しています。人材紹介事業特有の商慣行を踏まえ、当社グループでは、紹介した求職者が求人企業に入社した日付を基準に売上を計上しますが、当該求職者が入社から6ヶ月以内に自己都合により退職した場合には、その退職までの期間に応じて紹介手数料を返金することとしています。当社グループは、求人企業と求職者の双方のニーズを十分に検討の上で紹介を進め、また、過去の返金実績率等を勘案して求めた返金率を一定期間内の紹介案件の売上高に乗じて返金引当金を計上しますが、当社グループの想定した返金率を上回る返金が生じた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

### エビデンスソリューション事業について

#### i. 各種規制について

当社グループが提供するエビデンスソリューション事業に関しては、様々な規則やガイドラインが存在します。被験者の人権と安全の確保、データの信頼性の確保、適正な治験が実施されること等を目的とした医薬品開発の基準である「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（GCP省令）」、倫理的観点並びに科学的観点から疫学研究、臨床研究に携わるすべての関係者が遵守すべき事項を定め、研究の適正な推進が図られることを目的とする「疫学研究に関する倫理指針」「臨床研究に関する倫理指針」、他にも「医薬品等の承認又は許可等に係る申請等に関する電磁的記録・電子署名利用のための指針」や、FDA（米国食品医薬品局）が医薬品等の製造管理において、電子記録の完全性及び信頼性を確保するために満たすべき要件を定めた21 CFR PART11等があります。これらの規制等の改廃、新設が行われた際に、当社グループが何らかの対応を余儀なくされた場合や、これらに対応できない場合には、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を受ける可能性があります。

#### ・大学、研究者との関係について

当社グループは、大学や医療関係者との共同研究等による技術指導を得ています。知的財産等の権利化、研究の委託や研究成果の対価の享受等における国立大学との関係は、国立大学法人法等の改廃または関係当局による運用の変化等の影響を受ける可能性があります。

当社グループでは共同研究等を行う医療従事者に対し、技術指導の対価として謝金を支払うことがあります。技術指導を行う医療研究者等は各々所属する大学当局等より兼業の承認を得ることが前提となっており、当社グループでは原則として兼業の承認を確認する等の社内手続きを経た上で謝金の支払を行っています。しかしながら、このような謝金につきましては、明確なガイドラインが示されていない部分もあり、業務の範囲の解釈等の違いにより、承認を逸脱する様な謝金の支払であると解釈された場合においては、社会的批判等により当社グループの事業に影響を与える可能性があります。

#### ・損害賠償について

大規模臨床研究は、各試験参加医師の責任のもと、基本的には保険診療として実施されます。大規模臨床研究で使用する薬剤は、主に厚生労働省の承認を受けている医薬品であり、重大な副作用で健康被害が生じた場合は、医薬品副作用被害救済制度による給付対象となります。また、治験の実施に起因する健康被害が生じた場合は、基本的には治験依頼者が責任を負うこととなります。しかしながら、当社グループが受託した大規模臨床研究及び治験において、このような健康被害が明らかに当社グループに起因して生じた場合には、損害賠償等の責任を負う可能性もあり、その結果、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループが受託した大規模臨床研究及び治験において、当社グループが治験を実施するに際し遵守すべき各種規制に反した場合には、当該治験により回収した症例の有効性が失われ、顧客である製薬会社等に甚大な損害を与える可能性があります。この場合には信用の低下や損害賠償等の責任を負うことにより、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループは、治験の進行状況を監視・確認し、治験が治験実施計画書、標準業務手順書、GCP省令等に従って実施・記録・報告されていることを保証するモニタリング業務を担当するCRA（Clinical Research Associate）を製薬会社等に、治験の実施を医療機関側から支援するCRC（Clinical Research Coordinator）を医療機関等に派遣しております。当社グループが派遣したCRAまたはCRCの過失等により、健康被害が生じた場合や各種規制に違反した場合にも、上記と同様に、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。



・サービス内容について

エビデンスソリューション事業においては、学会、研究会等、一旦確定した予算の増額が困難な主体が顧客となっている場合があります。予測困難な様々な要因によって、予算確定後に追加費用が発生した場合、当社グループが追加費用等を負担せざるを得なくなる可能性があり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

当社グループが受託する治験、大規模臨床研究、疫学研究、製造販売後調査等には、契約期間が長期にわたるものがあります。予定通りに研究が進捗しない場合や、受託期間中に何らかのトラブルが発生した場合、また顧客の信用状態が悪化した場合等には、契約の中途解約や、売上債権の回収に支障をきたす等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

・労働者派遣法について

当社グループは、エビデンスソリューション事業において、特定労働者派遣を行っており、労働者派遣法の規制を受けておりますが、関係法令に違反した場合等には、当該事業の停止または廃止を命じられることがあります。現時点において、当社グループにおいて、法令違反等の事実はないものと認識しておりますが、今後何らかの理由により当該事業の停止または廃止を命じられた場合には、当社グループの事業活動及び業績に影響を与える可能性があります。

また、今後、同法の改正等により新たな規制が設けられた際、当社グループが何らかの対応を余儀なくされた場合や、これらに対応できない場合には、当社グループの事業活動及び業績に影響を与える可能性があります。

診療プラットフォーム事業について

当社グループが開発・販売する電子カルテシステムを始めとする医療情報システムは、医療機関において利用されるものであり、患者の生命身体に関する情報に直接関わるシステムであることから、当社グループは細心の注意をもって開発、導入、保守作業等を行っております。しかしながら、当社グループの製品に予測し難い欠陥や不具合等が発生した場合には、信用の低下や損害賠償等の責任を負うことにより、当社グループの事業活動及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) 組織体制について

人材の確保と育成について

当社グループの事業を拡大するには、目的達成のために主体的に行動できる企業家的な人材の確保とその育成が欠かせません。しかしながら、人材の確保が思うように進まない場合や、社外流出等何らかの事由により既存の人材が業務に就くことが困難になった場合には、当社グループの事業活動に支障が生じ、業績に悪影響を与える可能性があります。

小規模組織特有のリスクについて

当社は、平成25年3月31日現在、取締役9名、監査役3名、従業員162名で構成されており、現在の内部管理体制はこの規模に応じたものとなっております。また、当社グループ各社も同様に小規模組織となっております。当社グループでは今後、業容の拡大及び従業員の増加にあわせて組織整備、内部管理体制の拡充を図る予定ですが、拡充が順調に進まなかった場合には、当社グループの業務に支障が生じ、業績及び今後の事業展開に影響を受ける可能性があります。

また、現在当社グループ各社においては、従業員の多くが近接した事業所に勤務しているため、自然災害や火災などの大きなアクシデントが起きた場合、損害が集中しやすく、事業の継続に影響が出る可能性があります。

(5) 関連当事者との取引等について

ソニー株式会社及びソネットエンタテインメント株式会社について

当社の主要株主である筆頭株主及び親会社であったソネットエンタテインメント株式会社（以下「ソネット」という）は、平成25年1月11日付で当社の主要株主である筆頭株主及び親会社に該当しないことになりました。また、当社の親会社であったソニー株式会社（以下「ソニー」という）は、平成25年2月20日付で当社の親会社に該当しないことになりました。

もっとも、平成25年3月31日現在、ソニーは、当社議決権の49.8%を所有する、当社の主要株主となっております。当社グループは現在、自主独立した経営を行っていますが、当社グループの業績は、株主たるソニーの今後の経営戦略の影響を受ける可能性があります。またソニーグループの評判が何らかの理由で著しく損なわれた場合、それが当社グループに起因するものでなくても、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### ソニーグループ内での競合について

ソニーグループ内には当社グループと同一のサービスを行っている会社はなく、競合関係にないと認識していますが、ソニーグループの動向次第では、今後当社グループと競合するサービスが提供される可能性があります。

#### ソネットとの人的関係について

平成25年3月31日現在、当社取締役吉田憲一郎は、ソネットの代表取締役社長を兼任しています。また当社監査役吉村正直は、ソネットの監査役を兼任しています。当該取締役1名及び監査役1名は、その専門性並びに株主の視点により当社グループの経営力を高めるべく、当社より就任を要請したものです。

### (6) 今後の事業展開について

#### 新規事業展開に伴うリスクについて

当社グループでは、様々な新規事業の開発を進めています。新規事業の展開にあたってはその性質上、計画通りに事業が展開できず投資を回収できなくなる可能性や、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

当社グループでは、事業基盤の拡大と収益の安定化を図り、成長を加速させるために、今後も相乗効果の見込める他事業の買収または資本提携を行う可能性があります。他事業の買収または資本提携を行った場合、当社グループの財務状態等、経営全般にわたるリスクが拡大する可能性があり、また場合によっては想定外の損失を被る可能性があります。

#### 海外展開について

##### ・海外でのビジネス展開について

当社グループは、米国市場への参入を目的に、平成15年10月にSo-net M3 USA Corporation (現 M3 USA Corporation) を設立しました。また、医療従事者向けウェブサイト運営するMDLinx, Inc. を、平成18年6月に買収、子会社化し、平成21年3月にSo-net M3 USA Corporationが吸収合併しました。

韓国市場においては、平成17年6月にMedi C&C Co., Ltd. に出資、子会社化しました。

欧州市場では、平成22年11月に、英国の市場調査会社EMS Research Limited (現 M3 Global Research Limited) を買収、子会社化しました。また、平成23年8月には、英国において医療従事者向けウェブサイト運営するDoctors.net.uk Limitedを買収、子会社化しました。

さらに、中国市場においては、合併事業の開始に向けた契約を締結したほか、他の海外市場への進出も随時検討しています。

今後、海外での事業を展開していく上で、投融資などの追加資金の投入が必要になる可能性があります。また事業展開が想定どおりにいかなかった場合には、想定外の損失を被る可能性があります。

##### ・海外における法的規制について

海外市場においては、医師へ伝える情報の内容の規制、または、ギフトや謝礼、医薬品サンプル等の供与に関する規制など、様々な規制があります。

当社グループは、海外において医療関連サービス事業を展開するにあたり、現地弁護士への事前相談を行うなど、特有の法的規制等に細心の注意を払っています。しかしながら、想定外の規制等に当社グループが何らかの対応を強いられた場合、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を受ける可能性があります。

##### ・為替変動について

当社グループの海外事業の現地通貨建ての項目及びグループ各社における外国通貨建ての項目は、換算時の為替レートによる為替変動リスクを受ける可能性があります。

(7) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21もしくは会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成16年6月9日開催、平成17年6月20日開催、平成18年6月20日開催、平成20年6月23日開催、平成21年6月22日開催、平成22年6月21日開催、平成23年6月20日開催、平成24年6月25日開催及び平成25年6月24日開催の各定時株主総会、ならびに平成16年7月31日開催の臨時株主総会において、新株予約権を発行することを特別決議し、その一部を既に付与しています。また、今後も新株予約権を発行、付与する可能性があります。現在付与している新株予約権、及び今後付与される新株予約権が行使された場合、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

平成25年3月31日現在、発行済株式総数1,588,926株に対して、新株予約権の行使により今後増加する可能性のある株式数は10,216株です。この新株予約権の権利行使については、当社と新株予約権付与対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に基づき、権利行使可能な期間及び行使可能株数等の条件を定めています。

(8) 固定資産に係る減損リスクについて

当社グループが保有する、のれん、投資有価証券などの固定資産については減損リスクにさらされています。当社グループでは、対象資産に対して、減損会計に即した会計処理を行っています。しかしながら、今後、これらの対象資産の価値が著しく減少した場合、必要な減損処理を行う結果として、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、入手可能な情報に基づいて当社グループが判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しています。この連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日における財政状態及び報告期間における経営成績に影響を与える見積り、予測を必要としています。当社グループは、過去の実績や状況を踏まえ、合理的と判断される前提に基づき、継続してこの見積り、予測の評価を実施しています。結果としてこのような見積りと実績が異なる場合があります。

当社グループは、特に以下の重要な会計方針の適用が、その作成において使用される見積り及び予測により、当社グループの連結財務諸表の作成に大きな影響を及ぼすと考えています。

繰延税金資産

当社グループが計上している繰延税金資産は、主として将来減算一時差異および繰越欠損金によるもので、将来の課税所得を減額する効果を持つものです。

評価性引当金は、主として将来実現が見込めない税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産に対するものです。当社グループでは評価性引当金の算定について、当社グループ各社のタックス・プランニングによる回収可能性等を総合的に勘案して、当連結会計年度末において736百万円の評価性引当金を計上しています。

のれん

当社グループは、子会社の株式取得に際して発生したのれんをその効果の及ぶ年数で償却しています。投資の効果の及ぶ年数を決定する際には、当該株式を取得する際に検討した投資先会社の事業計画等を考慮しますが、ときには見積りや予測を必要とします。そのため、投資先会社の経営成績の悪化や経済環境の変化等によって、当初見込まれていた年数で投資の効果が発現しないと判断される場合があります。

## ソフトウェア

当社グループは、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。この利用可能期間の設定に当たって、当社グループは、インターネットサービス関連事業における技術進歩等を考慮しています。当社グループは、この耐用年数の見積りは合理的と考えていますが、将来の予測不能な事業の前提条件の変化は、ソフトウェアの利用可能期間の見直しに影響を与えます。

## 投資の減損

当社グループは、ベンチャー企業等に対して投資を行っており、これらの株式を所有しています。非公開会社の株式については、その実質価額が著しく低下したときには、回収可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、投資の減損処理を実施しています。また、公開会社の株式については、時価が著しく下落したときには、回復する見込みがあると認められる場合を除き、投資の減損処理を実施しています。当連結会計年度においては15百万円の投資有価証券評価損を計上しています。

当社グループは、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるかどうかを判断するに当たって、投資先企業の財政状態、経営成績、事業計画、事業計画の実行可能性に影響する要因、投資先企業が事業を行っている産業の特殊性、実質価額の回復が十分見込まれる期間まで当社グループが保有しつづける可能性等を考慮するため、ときには見積りや予測を必要とします。そのため、現在実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられていると判断している投資に関して、これらの見積りや予測が修正されることにより、将来、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられないと判断される場合もあります。

## 貸倒引当金

当社グループは、債権の回収不能時に発生する損失の見積額について貸倒引当金を計上しています。一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、債務者の財務状態が悪化しその支払能力が低下した場合は、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

財務状態が悪化し、その支払能力が低下した債務者からの回収可能額を見積る際には、当該企業の財政状態、経営成績、事業計画、将来キャッシュ・フローの見積り、格付ランク、事業計画や返済計画の実行可能性に影響するその他特定の要因等を考慮しますが、ときには見積りや予測を必要とします。そのため、現在回収可能と考えている債権残高に関して、当該企業の継続的な経営成績の悪化や経済環境の変化等の追加情報を評価する結果、将来、債権の一部は回収されない可能性があるとして判断される可能性があります。

なお、当連結会計年度末においては、186百万円の貸倒引当金を計上しています。

## (2) 当連結会計年度の経営成績についての分析

医療ポータルセグメントの売上高は、前期比22.1%増の16,215百万円となりました。引き続き「MR君」サービスを中心に利用拡大が進み、医療関連会社マーケティング支援分野で前期比18.9%増収となったほか、調査分野は5.5%増収、その他分野は35.6%増収となりました。エビデンスソリューションセグメントにおいては、株式会社メディカル・パイロット、株式会社フジ・シー・アール・エス及び新たに連結子会社となった株式会社MICメディカル（以下「MICメディカル」という）の業績が好調に推移し、売上高は前期比84.5%増の4,283百万円となりました。海外セグメントにおいては、米国及び英国における製薬会社向けマーケティング支援サービスと調査サービスの拡大等により、売上高は前期比36.4%増の4,069百万円となりました。株式会社シー・エム・エスの新規連結に伴い新たに加わった診療プラットフォームセグメントにおいては、事業が順調に推移し、売上高は979百万円となりました。

売上原価、販売管理費及び一般管理費については、エムスリーグループ業容拡大に伴い人件費等が増加しました。これらにより営業利益は前期比21.5%増の9,294百万円、経常利益は25.1%増の9,625百万円、当期純利益は24.6%増の5,598百万円となりました。

(3) 当連結会計年度の財政状態についての分析

資産合計は、前連結会計年度末比7,835百万円増の30,853百万円となりました。現金及び預金が2,119百万円増加したこと及び業容拡大に伴い受取手形及び売掛金が1,612百万円増加したことを主な要因に、流動資産は前連結会計年度末比4,509百万円増の19,328百万円となりました。また、株式会社メディサイエンスプランニング（以下「メディサイエンスプランニング」という）株式の取得及び投資先の株式時価評価等により投資有価証券が2,125百万円増加したこと並びにMICメディカル等の新規連結によるのれんの計上等によりのれんが712百万円増加したことを主な要因に、固定資産は3,325百万円増の11,524百万円となりました。

負債合計は、前連結会計年度末比1,843百万円増の7,380百万円となりました。業容拡大に伴い未払費用が268百万円、未払法人税等が246百万円、賞与引当金が220百万円、ポイント引当金が200百万円増加したこと等により、流動負債は1,405百万円増の6,500百万円となりました。また、投資有価証券の時価評価の影響等により繰延税金負債が312百万円増加したことを主な要因に、固定負債は437百万円増の880百万円となりました。

純資産合計は、前連結会計年度末比5,992百万円増の23,472百万円となりました。剰余金配当1,321百万円を行った一方、当期純利益5,598百万円を計上したことにより利益剰余金が4,277百万円増加したこと及び投資有価証券の時価評価の影響により、その他有価証券評価差額金が585百万円増加したことが主な要因です。

(4) 資金の源泉と流動性についての分析

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益9,504百万円を計上したことを主な要因に、5,810百万円の収入となりました。また、MICメディカルの子会社化に伴う連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出2,050百万円等により、投資活動によるキャッシュ・フローは2,214百万円の支出となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払等により1,667百万円の支出となりました。

これらの結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末より2,041百万円増加し、11,713百万円となりました。

当社はこの資金により、経営基盤を強化し、新たな事業展開に備えるための新規投資や出資等による支出に、機動的に対応していきます。

剰余資金の運用については、市場リスクや与信リスクを極めて限定的なものにする保守的な運用を行う方針としており、規模、期間を勘案した適切な手段による資金運用を行っています。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループの当連結会計年度における設備投資の総額は260百万円となりました。

医療ポータルセグメントにおいては、事業拡大に伴うソフトウェア開発等を中心に111百万円の投資を実施しました。エビデンスソリューションセグメントにおいては、事業用器具・備品の取得を中心に5百万円の投資を実施しました。海外セグメントにおいては、事業拡大に伴う器具・備品の取得を中心に91百万円の投資を実施しました。診療プラットフォームセグメントにおいては、事業用ソフトウェア開発等を中心に31百万円の投資を実施しました。

なお、設備投資の総額には、建物、器具・備品、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定等への投資額を含めています。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりです。

##### (1) 提出会社

平成25年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				合計	従業員数 (名)
			有形固定資産		無形固定資産			
			建物	器具・備品	ソフトウェア	その他		
本社 (東京都港区)	医療ポータル	事務所造作、事業用 機器及びソフト ウェア等	149,394	61,656	147,935	12,338	371,325	162 (34)

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、商標権162千円、電話加入権144千円及びソフトウェア仮勘定12,031千円の合計額です。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

2 本社の建物は賃借です。上記の表中の建物の金額は、賃借中の建物に施した建物付帯設備の金額です。

3 従業員数の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員数です。

4 上記の他、主要な賃借設備として、以下のものがあります。

事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間契約賃借料(千円)
本社(東京都港区)	医療ポータル	本社事務所	237,098

##### (2) 国内子会社

平成25年3月31日現在

会社名	セグメントの名称	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
				有形固定資産	無形固定資産	合計	
株式会社MICメディカル	エビデンスソリューション	本社 (東京都文京区)	事業用機器及びソフトウェア等	44,322	60,314	104,637	305 (3)
株式会社シー・エム・エス	診療プラットフォーム	本社 (愛知県名古屋市中)	事業用機器及びソフトウェア等	12,413	86,553	98,966	123 (8)

(注) 1 金額には消費税等は含まれておりません。

2 本社の建物は賃借です。上記の表中の有形固定資産の金額には、賃借中の建物に施した建物付帯設備の金額が含まれています。

3 従業員数の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員数です。

##### (3) 在外子会社

平成25年3月31日現在

会社名	セグメントの名称	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
				有形固定資産	無形固定資産	合計	
M3 USA Corporation	海外	本社 (米国ニュージャージー州)	事業用機器及びソフトウェア	29,308	19,047	48,355	66 (14)

(注) 1 金額には消費税等は含まれておりません。

2 本社の建物は賃借です。

3 従業員数の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員数です。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

経常的な設備の新設を除き、重要な設備の新設等の計画はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却を行っています。それ以外の重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,760,000
計	5,760,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,588,926	1,589,532	東京証券取引所 (市場第一部)	当社は単元株制度を 採用していません。
計	1,588,926	1,589,532		

(注) 提出日現在の発行数には、平成25年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

第1回新株予約権

株主総会の特別決議日(平成16年6月9日)		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(注1)	70個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注2)	2,520株	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注3)	1株当たり 5,928円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～ 平成26年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,928円 資本組入額 2,964円	同左
新株予約権の行使の条件	当社普通株式にかかる株券が東京証券取引所に上場され、またはいずれかの証券取引所に上場されている場合(これらの場合を「株式の公開」という。)に限り、新株予約権を行使することができるものとする。 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとします。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

2 注記1により各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとします。

3 当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合を除きます。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。



$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$

上記の他、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとし、

第2回新株予約権

株主総会の特別決議日(平成16年7月31日)		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(注1)	10個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注2)	360株	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注3)	1株当たり 28,824円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年11月11日～ 平成26年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 28,824円 資本組入額 14,412円	同左
新株予約権の行使の条件	当社普通株式にかかる株券が東京証券取引所に上場され、またはいずれかの証券取引所に上場されている場合(これらの場合を「株式の公開」という。)に限り、新株予約権を行使することができるものとする。 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 これらの詳細条件及びその他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとし、

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとし、

- 2 注記1により各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとし、
- 3 当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除きます。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$

上記の他、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとしします。

第3回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成16年7月31日）		
	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
新株予約権の数（注1）	38個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（注2）	1,368株	同左
新株予約権の行使時の払込金額（注3）	1株当たり 31,701円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年2月21日～ 平成26年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 31,701円 資本組入額 15,851円	同左
新株予約権の行使の条件	当社普通株式にかかる株券が東京証券取引所に上場され、またはいずれかの証券取引所に上場されている場合（これらの場合を「株式の公開」という。）に限り、新株予約権を行使することができるものとする。 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 これらの詳細条件及びその他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

（注）1 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとしします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとしします。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は切り捨てます。

2 注記1により各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとしします。

3 当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除きます。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$

上記の他、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとしします。

#### 第4回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成16年7月31日）		
	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
新株予約権の数（注1）	9個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（注2）	108株	同左
新株予約権の行使時の払込金額（注3）	1株当たり 68,084円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年5月13日～ 平成26年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 68,084円 資本組入額 34,042円	同左
新株予約権の行使の条件	当社普通株式にかかる株券が東京証券取引所に上場され、またはいずれかの証券取引所に上場されている場合（これらの場合を「株式の公開」という。）に限り、新株予約権を行使することができるものとする。 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 これらの詳細条件及びその他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

（注）1 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとしします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとしします。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

2 注記1により各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとしします。

- 3 当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除きます。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$

上記の他、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとしします。

第6回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成17年6月20日）		
	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
新株予約権の数	3個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	36株	同左
新株予約権の行使時の払込金額（注）	1株当たり 81,667円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年11月21日～ 平成27年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 81,667円 資本組入額 40,834円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

（注）新株予約権発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとしします。

第7回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成17年6月20日）		
	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
新株予約権の数	186個	176個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	2,232株	2,112株
新株予約権の行使時の払込金額（注）	1株当たり 93,525円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年3月22日～ 平成27年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 93,525円 資本組入額 46,763円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

（注） 新株予約権発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

第8回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成17年6月20日）		
	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
新株予約権の数	30個	21個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	360株	252株
新株予約権の行使時の払込金額（注）	1株当たり 91,258円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月24日～ 平成27年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 91,258円 資本組入額 45,629円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

（注）新株予約権発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

第9回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成18年6月20日）		
	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
新株予約権の数	27個	0個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（注1）	162株	0株
新株予約権の行使時の払込金額（注2）	1株当たり 75,834円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年1月26日～ 平成28年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（注3）	発行価格 115,470円 資本組入額 57,735円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）	同左

- （注）1 株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。  
 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率  
 上記のほか、決議日後、各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で各新株予約権の目的たる株式の数を調整します。
- 2 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。  

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
 上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株式へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整します。
- 3 発行価格は、行使時の払込金額75,834円と新株予約権の付与日における公正な評価額39,636円を合算しています。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

#### 交付する再編対象会社の新株予約権

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- b 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

新株予約権の取得条項

(a)再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(b)新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することもしくは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(c)再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、(d)再編対象会社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または(e)再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、再編対象会社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。



第10回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成20年6月23日）		
	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
新株予約権の数	96個	80個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（注1）	576株	480株
新株予約権の行使時の払込金額（注2）	1株当たり 67,553円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月27日～ 平成30年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（注3）	発行価格 100,762円 資本組入額 50,381円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）	同左

- （注）1 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。  
 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率  
 上記のほか、割当日後、付与株式数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で付与株式数を調整します。
- 2 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。  

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
 上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当てを行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整します。
- 3 発行価格は、行使時の払込金額67,553円と新株予約権の付与日における公正な評価額33,209円を合算しています。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- 交付する再編対象会社の新株予約権  
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
 再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- b 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

新株予約権の取得条項

(a)再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(b)新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することもしくは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(c)再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、(d)再編対象会社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または(e)再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、再編対象会社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

第11回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成20年6月23日）		
	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
新株予約権の数	5個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（注1）	30株	同左
新株予約権の行使時の払込金額（注2）	1株当たり 55,500円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年5月29日～ 平成30年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（注3）	発行価格 83,348円 資本組入額 41,674円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）	同左

- （注）1 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。  
 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率  
 上記のほか、割当日後、付与株式数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で付与株式数を調整します。
- 2 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。  

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
 上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当てを行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整します。
- 3 発行価格は、行使時の払込金額55,500円と新株予約権の付与日における公正な評価額27,848円を合算しています。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- 交付する再編対象会社の新株予約権  
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
 再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- b 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

新株予約権の取得条項

(a)再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(b)新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することもしくは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(c)再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、(d)再編対象会社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または(e)再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、再編対象会社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

第12回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成21年6月22日）		
	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
新株予約権の数	104個	91個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（注1）	624株	546株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日～ 平成51年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（注2）	発行価格 44,035円 資本組入額 22,018円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注3）	同左

- （注）1 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。  
 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率  
 上記のほか、割当日後、付与株式数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で付与株式数を調整します。
- 2 発行価格は、行使時の払込金額1円と新株予約権の付与日における公正な評価額44,034円を合算しています。
- 3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- 交付する再編対象会社の新株予約権  
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
 再編対象会社の普通株式とします。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定します。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- b 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

新株予約権の取得条項

(a)再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(b)新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することもしくは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(c)再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、(d)再編対象会社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または(e)再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、再編対象会社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

第13回新株予約権

株主総会の特別決議日(平成22年6月21日)		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	138個	118個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注1)	828株	708株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年7月1日～ 平成52年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 60,726円 資本組入額 30,363円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)	同左

(注) 1 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率  
上記のほか、割当日後、付与株式数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 2 発行価格は、行使時の払込金額1円と新株予約権の付与日における公正な評価額60,725円を合算しています。
- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- b 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

新株予約権の取得条項

(a)再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(b)新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することもしくは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(c)再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、(d)再編対象会社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または(e)再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、再編対象会社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

第14回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成22年6月21日）		
	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
新株予約権の数	8個	2個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（注1）	48株	12株
新株予約権の行使時の払込金額（注2）	1株当たり 85,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年7月1日～ 平成32年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（注3）	発行価格 118,459円 資本組入額 59,230円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）	同左

- （注）1 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。  
 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率  
 上記のほか、割当日後、付与株式数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で付与株式数を調整します。
- 2 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。  

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
 上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当てを行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整します。
- 3 発行価格は、行使時の払込金額85,000円と新株予約権の付与日における公正な評価額33,459円を合算しています。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- 交付する再編対象会社の新株予約権  
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
 再編対象会社の普通株式とします。



新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- b 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

新株予約権の取得条項

(a)再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(b)新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することもしくは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(c)再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、(d)再編対象会社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または(e)再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、再編対象会社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

第15回新株予約権

株主総会の特別決議日(平成23年6月20日)		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	85個	75個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注1)	510株	450株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	平成25年7月1日～ 平成53年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 104,912円 資本組入額 52,456円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)	同左

(注) 1 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率  
上記のほか、割当日後、付与株式数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 2 発行価格は、行使時の払込金額1円と新株予約権の付与日における公正な評価額104,911円を合算しています。
- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- b 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

新株予約権の取得条項

(a)再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(b)新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することもしくは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(c)再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、(d)再編対象会社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または(e)再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、再編対象会社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

第16回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成24年6月25日）		
	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
新株予約権の数	132個	117個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（注1）	396株	351株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	平成26年7月1日～ 平成54年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（注2）	発行価格 127,957円 資本組入額 63,979円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注3）	同左

- （注）1 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。  
 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率  
 上記のほか、割当日後、付与株式数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で付与株式数を調整します。
- 2 発行価格は、行使時の払込金額1円と新株予約権の付与日における公正な評価額127,956円を合算しています。
- 3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- 交付する再編対象会社の新株予約権  
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
 再編対象会社の普通株式とします。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定します。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- b 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

新株予約権の取得条項

(a)再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(b)新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することもしくは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(c)再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、(d)再編対象会社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または(e)再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、再編対象会社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

第17回新株予約権

株主総会の特別決議日(平成24年6月25日)		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	13個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注1)	39株	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり 140,500円	同左
新株予約権の行使期間	平成26年7月1日～ 平成34年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注3)	発行価格 195,937円 資本組入額 97,969円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

(注) 1 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

2 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当てを行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整します。

3 発行価格は、行使時の払込金額140,500円と新株予約権の付与日における公正な評価額55,437円を合算しています。

4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

新株予約権の取得条項

(a)再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(b)新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することもしくは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(c)再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、(d)再編対象会社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または(e)再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、再編対象会社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

第18回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成24年6月25日）		
	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
新株予約権の数	19個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（注1）	19株	同左
新株予約権の行使時の払込金額（注2）	1株当たり 183,300円	同左
新株予約権の行使期間	平成26年7月1日～ 平成34年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（注3）	発行価格 247,154円 資本組入額 123,577円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）	同左

- （注）1 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。  
 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率  
 上記のほか、割当日後、付与株式数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で付与株式数を調整します。
- 2 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。  

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
 上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当てを行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整します。
- 3 発行価格は、行使時の払込金額183,300円と新株予約権の付与日における公正な評価額63,854円を合算しています。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- 交付する再編対象会社の新株予約権  
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
 再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- b 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

新株予約権の取得条項

(a)再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(b)新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することもしくは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(c)再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、(d)再編対象会社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または(e)再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、再編対象会社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年4月1日～ 平成21年3月31日 (注1)	738	261,666	18,072	1,187,576	18,071	1,415,971
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日 (注1)	66	261,732	3,234	1,190,810	3,234	1,419,205
平成22年4月1日～ 平成23年3月31日 (注1)	288	262,020	6,977	1,197,787	6,977	1,426,182
平成23年4月1日～ 平成23年9月30日 (注1)	2,181	264,201	68,704	1,266,492	68,702	1,494,885
平成23年10月1日 (注2)	264,201	528,402		1,266,492		1,494,885
平成23年10月1日～ 平成24年3月31日 (注1)	226	528,628	13,995	1,280,488	13,995	1,508,881
平成24年4月1日～ 平成24年9月30日 (注1)	880	529,508	38,389	1,318,878	38,389	1,547,270
平成24年10月1日 (注3)	1,059,016	1,588,524		1,318,878		1,547,270
平成24年10月1日～ 平成25年3月31日 (注1)	402	1,588,926	16,930	1,335,808	16,929	1,564,200

(注) 1 新株予約権の行使による増加です。

2 株式分割(1:2)によるものです。

3 株式分割(1:3)によるものです。

4 平成25年4月1日から平成25年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が606株、資本金が29,061千円、資本準備金が29,061千円増加しています。

(6)【所有者別状況】

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況							計	単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)		33	33	53	297	5	8,600	9,021	
所有株式数 (株)		171,795	8,500	794,048	483,964	155	130,464	1,588,926	
所有株式数 の割合(%)		10.8	0.5	50.0	30.5	0.0	8.2	100.0	



(7)【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
ソニー株式会社	東京都港区港南1丁目7番1号	791,908	49.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	75,165	4.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	60,796	3.8
谷村 格	東京都港区	47,370	3.0
ノーザン トラスト カンパニー(エイブイエフシー) サブ アカウト アメリカン クライアント (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, U.K. (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	31,415	2.0
ステート ストリート バンク アンド トラスト カン パニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	P.O. BOX 351 BOSTON, MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	25,789	1.6
ビービーエイチ オッペンハイマー グローバル オポチュニティーズ ファンド (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	6803 S TUCSON WAY CENTENNIAL COLORADO 80112392403 U.S.A. (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	24,000	1.5
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番12号	21,450	1.4
TAIYO FUND, L.P. (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	40 RAGSDALE DRIVE, SUITE 200 MONTEREY, CA 93940 U.S.A. (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	20,830	1.3
エイチエスピーシー バンク ピーエルシー アカウ ント サウジ アラビアン マネタリー エージェンシー イレブン (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	8 CANADA SQUARE, LONDON E14 5HQ, U.K. (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	18,401	1.2
計		1,117,124	70.3

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務にかかる株式数は以下のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 72,455株  
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 59,330株  
資産管理サービス信託銀行株式会社 20,627株

2 前事業年度末において主要株主であったソネットエンタテインメント株式会社は、保有する当社株式の全てを平成25年1月にソネットエンタテインメント株式会社の親会社であり当社の親会社でもあったソニー株式会社に対して現物配当しました。これにより、ソネットエンタテインメント株式会社は当社の主要株主ではなくなりました。

3 ハーディング・ロープナー・エルピーより、平成24年10月3日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成24年9月27日現在で、97,281株(平成24年10月1日付株式分割考慮後)を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、ハーディング・ロープナー・エルピーの大量保有報告書の内容は以下のとおりです。

大量保有者 ハーディング・ロープナー・エルピー

住所 400 Crossing Blvd., Fourth Floor, Bridgewater, NJ 08807, U.S.A.

保有株券等の数 株式 97,281株(平成24年10月1日付株式分割考慮後)

株券等保有割合 6.13%

(8)【議決権の状況】  
 【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,588,926	1,588,926	
単元未満株式			
発行済株式総数	1,588,926		
総株主の議決権		1,588,926	

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
計					

(9)【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しています。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。  
 当該制度の内容は、以下のとおりです。

平成16年6月9日定時株主総会決議

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成16年6月9日開催の第4回定時株主総会において、当社の取締役及び当社子会社の取締役に対して新株予約権を発行することを、特別決議により定めたものです。

決議年月日	平成16年6月9日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役、当社子会社の取締役（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

（注）平成16年6月9日開催の株主総会決議に基づき、平成16年6月11日に発行された新株予約権の目的となる株式の数は9,600株です。なお、この9,600株を目的とするストックオプションは5名に付与しています。平成25年5月31日現在では、付与対象者は2名であり、新株発行予定数は2,520株です。

平成16年7月31日臨時株主総会決議

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成16年7月31日開催の臨時株主総会において、当社の役員及び使用人並びに当社子会社の役員及び使用人に対して新株予約権を発行することを、特別決議により定めたものです。

決議年月日	平成16年7月31日
付与対象者の区分及び人数	当社の役員及び使用人、当社子会社の役員及び使用人（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

（注）平成16年7月31日開催の株主総会決議に基づき、平成16年11月2日、平成17年2月21日及び平成17年5月13日に発行された新株予約権の目的となる株式の数は834株です。なお、この834株を目的とするストックオプションは23名に付与しています。平成25年5月31日現在では、付与対象者は5名であり、新株発行予定数は1,836株です。

平成17年6月20日定時株主総会決議

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成17年6月20日開催の第5回定時株主総会において、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び使用人に対して新株予約権を発行することを、特別決議により定めたものです。

決議年月日	平成17年6月20日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の取締役、監査役及び使用人（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

（注）平成17年6月20日開催の株主総会決議に基づき、平成17年8月29日、平成17年11月21日、平成18年3月22日及び平成18年4月24日に発行された新株予約権の目的となる株式の数は1,030株です。なお、この1,030株を目的とするストックオプションは42名に付与しています。平成25年5月31日現在では、付与対象者は15名であり、新株発行予定数は2,400株です。

平成18年6月20日定時株主総会決議

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成18年6月20日開催の第6回定時株主総会において、当社の使用人ならびに当社子会社の取締役及び使用人に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを決議により定めたものです。

決議年月日	平成18年6月20日
付与対象者の区分及び人数	当社の使用人ならびに当社子会社の取締役及び使用人（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。

（注）平成18年6月20日開催の株主総会決議に基づき、平成19年1月26日に発行された新株予約権の目的となる株式の数は44株です。なお、この44株を目的とするストックオプションは2名に付与しています。平成25年5月31日現在では、全てのストックオプションの行使は完了しております。

平成20年 6月23日定時株主総会決議

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成20年 6月23日開催の第 8 回定時株主総会において、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを決議により定めたものです。

決議年月日	平成20年 6月23日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の取締役及び使用人（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。

（注）平成20年 6月23日開催の株主総会決議に基づき、平成20年 8月27日及び平成21年 5月29日に発行された新株予約権の目的となる株式の数は223株です。なお、この223株を目的とするストックオプションは20名に付与しています。平成25年 5月31日現在では、付与対象者は 7名であり、新株発行予定数は510株です。

平成21年 6月22日定時株主総会決議

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成21年 6月22日開催の第 9 回定時株主総会において、当社の取締役及び使用人、ならびに当社子会社の取締役、監査役及び使用人に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを決議により定めたものです。

決議年月日	平成21年 6月22日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び使用人、ならびに当社子会社の取締役、監査役及び使用人（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。

（注）平成21年 6月22日開催の株主総会決議に基づき、平成21年 8月26日に発行された新株予約権の目的となる株式の数は155株です。なお、この155株を目的とするストックオプションは12名に付与しています。平成25年 5月31日現在では、付与対象者は 9名であり、新株発行予定数は546株です。

平成22年 6月21日定時株主総会決議

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成22年 6月21日開催の第10回定時株主総会において、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを決議により定めたものです。

決議年月日	平成22年 6月21日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の取締役及び使用人（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。

（注）平成22年 6月21日開催の株主総会決議に基づき、平成23年 1月26日及び平成23年 3月30日に発行された新株予約権の目的となる株式の数は158株です。なお、この158株を目的とするストックオプションは12名に付与しています。平成25年 5月31日現在では、付与対象者は11名であり、新株発行予定数は720株です。

平成23年 6月20日定時株主総会決議

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成23年 6月20日開催の第11回定時株主総会において、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを決議により定めたものです。

決議年月日	平成23年 6月20日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の取締役及び使用人（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。

（注）平成23年 6月20日開催の株主総会決議に基づき、平成23年 8月24日に発行された新株予約権の目的となる株式の数は85株です。なお、この85株を目的とするストックオプションは11名に付与しています。平成25年 5月31日現在では、付与対象者は10名であり、新株発行予定数は450株です。

平成24年 6月25日定時株主総会決議

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成24年 6月25日開催の第12回定時株主総会において、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを決議により定めたものです。

決議年月日	平成24年 6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の取締役及び使用人（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。

（注）平成24年 6月25日開催の株主総会決議に基づき、平成24年 8月22日及び平成25年 3月28日に発行された新株予約権の目的となる株式の数は164株です。なお、この164株を目的とするストックオプションは14名に付与しています。平成25年 5月31日現在では、付与対象者は12名であり、新株発行予定数は409株です。

平成25年6月24日定時株主総会決議

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成25年6月24日開催の第13回定時株主総会において、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを決議により定めたものです。

決議年月日	平成25年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の取締役及び使用人（注1）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	時価型ストックオプション 6,000株（うち、当社の取締役については3,000株）を上限とする 株式報酬型ストックオプション 3,000株（うち、当社の取締役については1,800株）を上限とする （注1、2）
新株予約権の行使時の払込金額	時価型ストックオプション 新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。（注3） 株式報酬型ストックオプション 株式1株当たり1円とする。
新株予約権の行使期間	時価型ストックオプション 平成27年7月1日から平成35年5月31日までの期間で当社取締役会が定める期間 株式報酬型ストックオプション 平成27年7月1日から平成55年5月31日までの期間で当社取締役会が定める期間
新株予約権の行使の条件	その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定する
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要する
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）

（注）1 平成25年6月24日決議の新株予約権は提出日現在、付与契約を締結しておりません。今後開催される取締役会において決定します。

2 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

3 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当てを行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整します。



- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- b 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

新株予約権の取得条項

(a)再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(b)新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することもしくは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(c)再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、(d)再編対象会社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または(e)再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、再編対象会社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】  
 該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】  
 該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】  
 該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】  
 該当事項はありません。

## 3【配当政策】

当社では、経営基盤を強化し新たな事業展開に備えるために、利益を内部留保し再投資することを基本方針として、資金需要動向とキャッシュ・フローの状況を総合的に勘案し、株主配当の水準を決定しております。

また、当社は、毎年3月31日または9月30日を基準日とする年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。

当事業年度においては、当社グループが世界各地で展開するサービスに登録する医師会員数の合計が100万人を突破したことから、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表すため、記念配当200円を実施しました。また、投資資金需要の見通しを踏まえ、利益還元としての株主配当を実施できる状況にあると判断しましたので、普通配当を1,000円とし、上記の記念配当を加えた計1,200円を当事業年度の1株当たり期末配当金といたしました。

決議	配当金の総額(千円)	1株当たり配当金(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月24日 定時株主総会決議	1,906,711	1,200	平成25年3月31日	平成25年6月25日

次期においても上述の方針に基づき、資金需要動向とキャッシュ・フローの状況とを勘案し、株主配当の水準を決定する予定です。

## 4【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次 決算年月	第9期 平成21年3月	第10期 平成22年3月	第11期 平成23年3月	第12期 平成24年3月	第13期 平成25年3月
最高(円)	444,000	354,000	515,000	754,000 394,000	451,500 188,800
最低(円)	208,000	258,700	311,000	482,500 283,400	300,500 136,500

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

2 印は、第12期においては平成23年10月1日付の株式分割(1:2)による権利落後の最高・最低株価、第13期においては平成24年10月1日付の株式分割(1:3)による権利落後の最高・最低株価です。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年10月	11月	12月	平成25年1月	2月	3月
最高(円)	161,900	159,500	154,000	154,800	168,200	188,800
最低(円)	141,000	142,700	136,600	136,500	149,000	160,700

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

5【役員 の 状 況】

平成25年6月25日現在

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役	社長	谷村 格	昭和40年2月10日生	昭和62年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 平成11年12月 マッキンゼー・アンド・カンパニーパートナー(共同経営者) 就任 平成12年9月 当社代表取締役就任(現任) 平成15年10月 So-net M3 USA Corporation(現 M3 USA Corporation) 取締役就任(現任) 平成21年12月 エムスリーキャリア株式会社取締役就任(現任) 平成23年4月 リノ・メディカル株式会社取締役就任(現任) 平成23年8月 Doctors.net.uk Limited取締役就任(現任) 平成23年9月 株式会社メディカル・パイロット取締役就任(現任) 平成23年12月 株式会社フジ・シー・アール・エス取締役就任(現任) 平成24年9月 株式会社MICメディカル取締役就任(現任) 平成24年10月 株式会社シィ・エム・エス取締役就任(現任) 平成24年11月 株式会社メディサイエンスプランニング取締役就任(現任) 平成25年6月 Medi C&G Co., Ltd. 取締役就任(現任)	(注2)	47,370
取締役		永田 朋之	昭和38年6月22日生	昭和62年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 平成6年11月 株式会社セガ・エンタープライゼズ入社 平成8年1月 NBA Japan, Inc. 代表取締役就任 平成10年10月 ニューズ コーポレーション ジャパン株式会社入社 平成16年2月 当社常勤監査役就任 平成17年6月 当社取締役就任(現任) 平成20年4月 MedQuarter AG監査役就任(現任) 平成22年12月 MedQuarter Online GmbH代表取締役就任(現任) 平成23年4月 学会研究会jp株式会社(現 株式会社エムプラス) 取締役就任(現任)	(注2)	342
取締役		中條 宰	昭和39年7月26日生	昭和63年4月 株式会社リクルート入社 平成15年10月 当社入社 平成17年5月 当社執行役員就任 平成19年6月 当社取締役就任(現任) 平成21年12月 エムスリーキャリア株式会社代表取締役就任 平成23年4月 エムスリーキャリア株式会社取締役就任(現任)	(注2)	468
取締役		横井 智	昭和48年3月11日生	平成9年4月 帝人株式会社入社 平成13年3月 モニター・カンパニー・インク入社 平成15年4月 当社入社 平成17年5月 当社執行役員就任 平成19年5月 株式会社ベネッセコーポレーション入社 平成20年4月 当社入社 平成21年1月 当社執行役員就任 平成21年6月 当社取締役就任(現任) 平成23年4月 学会研究会jp株式会社(現 株式会社エムプラス) 取締役就任(現任)	(注2)	108
取締役		辻 高宏	昭和43年6月25日生	平成3年4月 株式会社日本長期信用銀行入行 平成11年10月 ソニー株式会社入社 平成18年4月 当社入社 平成19年5月 当社執行役員就任 平成22年6月 当社取締役就任(現任)	(注2)	18
取締役		都丸 暁彦	昭和47年10月29日生	平成8年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 平成15年1月 当社入社 平成15年10月 So-net M3 USA Corporation(現 M3 USA Corporation) 取締役就任(現任) 平成22年11月 EMS Research Limited(現 M3 Global Research Limited) 取締役就任(現任) 平成23年8月 Doctors.net.uk Limited取締役就任(現任) 平成24年6月 当社取締役就任(現任)	(注2)	180

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役		吉田 憲一郎	昭和34年10月20日生	昭和58年4月 ソニー株式会社入社 平成12年7月 ソニーコミュニケーションネットワーク株式会社(現 ソネットエンタテインメント株式会社)入社 平成12年9月 当社取締役就任(現任) 平成13年5月 ソニーコミュニケーションネットワーク株式会社(現 ソネットエンタテインメント株式会社)執行役員就任 平成17年4月 ソニーコミュニケーションネットワーク株式会社(現 ソネットエンタテインメント株式会社)代表取締役社長就任(現任) 平成18年7月 テレビポータルサービス株式会社(現 株式会社アクトピラ)取締役就任(現任)	(注2)	
取締役		吉田 裕彦	昭和33年7月9日生	昭和56年4月 株式会社ミドリ十字(現 田辺三菱製薬株式会社)入社 平成9年1月 メディテック・インターナショナル株式会社入社 平成10年10月 シェリング・ブラウ株式会社入社 平成20年5月 メビックス株式会社入社 執行役員就任 平成20年7月 メビックス株式会社取締役就任 平成21年6月 当社取締役就任(現任) 平成22年1月 メビックス株式会社代表取締役就任(現任) 平成23年9月 株式会社メディカル・パイロット取締役就任(現任) 平成23年12月 株式会社フジ・シー・アール・エス取締役就任(現任) 平成24年9月 株式会社MICメディカル取締役就任(現任)	(注2)	
監査役(常勤)		堀野 信人	昭和25年6月22日生	昭和52年4月 株式会社新日本企画入社 昭和56年7月 メディカス インターコン株式会社(現 エム・エム・エス・コミュニケーションズ株式会社)入社 平成3年7月 同社大阪支社長就任 平成5年8月 リノ・メディカル株式会社代表取締役就任 平成23年6月 当社常勤監査役就任(現任)	(注3)	
監査役		遠山 亮子	昭和40年1月4日生	平成10年4月 北陸先端科学技術大学院大学助手 平成13年4月 北陸先端科学技術大学院大学助教授 平成20年4月 北陸先端科学技術大学院大学客員教授(現任) 中央大学大学院戦略経営研究科教授(現任) 平成21年6月 当社監査役就任(現任)	(注4)	
監査役		吉村 正直	昭和31年5月17日生	昭和56年4月 ソニー株式会社入社 平成10年1月 ソニーコミュニケーションネットワーク株式会社(現 ソネットエンタテインメント株式会社)入社 平成13年5月 当社監査役就任 平成17年4月 ソニーコミュニケーションネットワーク株式会社(現 ソネットエンタテインメント株式会社)執行役員就任 平成18年5月 ソニーコミュニケーションネットワーク株式会社(現 ソネットエンタテインメント株式会社)経営企画部門部門長就任 平成20年4月 So-net Entertainment Taiwan Limited CFO就任 平成23年6月 ソネットエンタテインメント株式会社常勤監査役就任(現任) 平成23年6月 ソネット・メディア・ネットワークス株式会社監査役就任(現任) 平成23年12月 株式会社ゲームポット監査役就任(現任) 平成24年6月 当社監査役就任(現任)	(注5)	
計						48,486

- (注) 1 監査役 堀野信人、遠山亮子は、社外監査役です。  
 2 平成24年6月25日開催の定時株主総会で選任され、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。  
 3 平成23年6月20日開催の定時株主総会で選任され、任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。  
 4 平成25年6月24日開催の定時株主総会で選任され、任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。  
 5 平成24年6月25日開催の定時株主総会で選任され、任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。  
 6 西章彦氏は、平成25年5月31日付で、取締役を辞任致しました。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は日本の法律に基づいて設立された法人であり、法の定める枠組みの中で、法人としての責務を果たしつつ、経営理念、事業目的の実現を図ります。

当社グループでは、主に4つのステークホルダーを意識して経営を行っています。

- ・株主に対しては、企業価値の最大化で応えと同時に、当社グループへの投資が医療の改善に役立ち、社会的に意義があると感じてもらえるような経営を行います。
- ・顧客である医療従事者に対しては、インターネットという媒体を活用して、良質な医療情報をいち早く研究や臨床の現場に届け、医療の改善、変革に寄与することを目指します。また、同じく顧客である医療関連会社等に対しては、対価以上の価値に加えて、驚き、感動、喜びを感じてもらえるサービスを提供し続けることを目指します。
- ・従業員に対しては、個々人が成長、活躍できる場を整備し、会社の価値向上に貢献したスタッフには、厚く報いることができる経営を行います。
- ・社会に対しては、「インターネットを活用して、健康で楽しく長生きできる人を一人でも増やし、不必要な医療コストを1円でも減らすこと」の実現を目指します。

企業統治の体制及び内部統制システムの整備の状況等

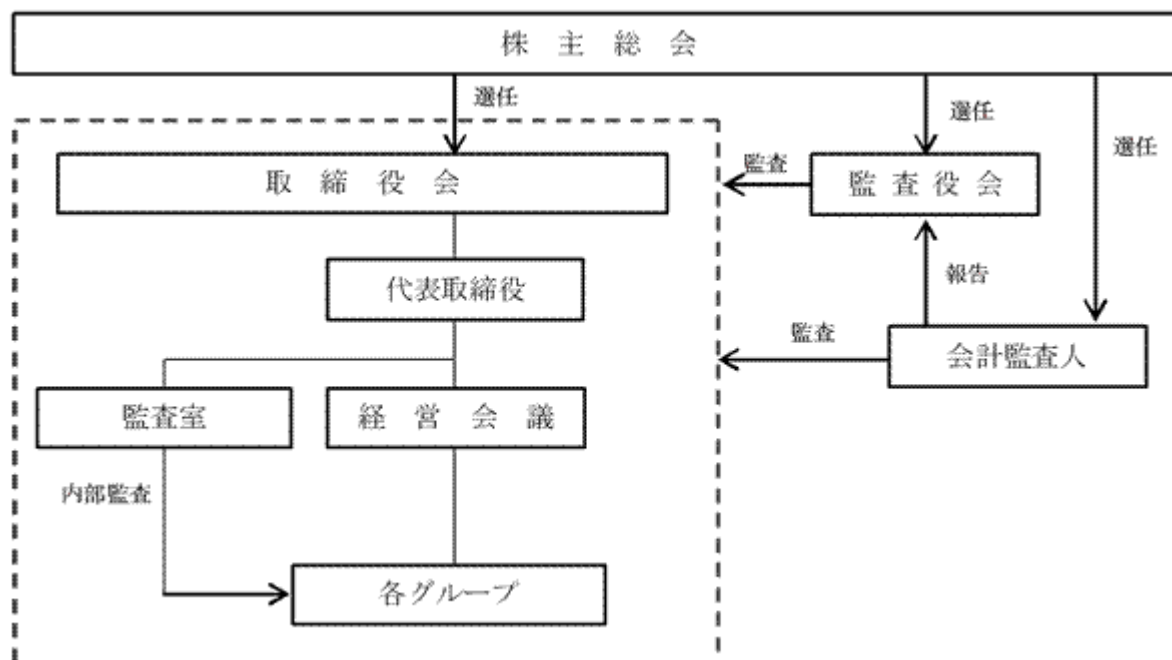
#### a. 企業統治の体制について

当社は、監査役会設置会社となっております。意思決定における牽制と監視が実質的に機能するよう、会議体における決裁を重視した体制を採用しています。

当社における業務執行上の意思決定の多くは、取締役会及び経営会議に集約されています。定例取締役会を原則月1回、経営会議を原則週1回開催し、取締役会規程及び決裁規程に基づき、業務執行に係る意思決定を行うとともに、業務執行状況の確認を行っています。

監査監督においては、監査役会による監査、代表取締役直轄の監査室による内部監査を行っています。監査室は従業員1名が従事しており、業務遂行状況の適法性、リスク管理への対応等を含む業務の妥当性等について、直轄する代表取締役のリスク認識を基に、毎年テーマを決めて取り組んでいます。

業務執行、監査の仕組み、内部統制の仕組みの模式図は以下の通りです。



b. 内部統制システムの整備状況

当社は組織が小規模かつ簡素で、きわめて簡潔な業務執行体制を敷いています。内部統制においては、この主たる業務執行体制の運用の徹底に主眼を置いています。

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は下記のとおりです。

・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、経営管理を管掌する部門において保存及び管理を行う。

経営管理を管掌する部門は、法令及び文書管理規程その他の社内規程に基づいて、定められた期間、厳正に保存、管理し、取締役及び監査役からの閲覧要請に速やかに対応する。

・損失の危険の管理に関する規定その他の体制

経営上のリスクの分析及び対策の検討については、常勤取締役及び執行役員が出席する経営会議において行う。

全社的なリスク管理体制の整備については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、経営管理を管掌する部門が中心となって推進する。

代表取締役はリスク管理体制の実効性を検証するため等、必要に応じて内部監査室を通じて内部監査を行う。

不測の事態が発生した場合には、代表取締役直轄の対策チームを設置し、迅速な対応を行い、損失の最小化に努める。

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例取締役会を原則月1回開催し、取締役会規程及び決裁規程に基づき、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況の確認を行う。また、経営会議を原則週1回開催し、決裁規程等に従って迅速な意思決定を行う。

職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程及び決裁規程において明文化し、必要に応じて見直しを行う。

業績管理に関しては、年度毎に予算、事業計画を策定し、その達成に向けて、月次で予算管理を行う。

・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令遵守の徹底については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、経営管理を管掌する部門において施策を講ずる。法令及び定款に適合するよう制定された決裁規程及びその他の社内規程に基づいた業務執行を徹底する。法令及び定款に適合しない事態が発生した際には、代表取締役もしくは経営会議メンバーに速やかに報告し、必要に応じて対策チームもしくは経営会議において対応する。

・当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社に対しては、取締役もしくは監査役を当社から派遣し、子会社取締役の職務執行の監督または監査を行う。

子会社の経営においては、その自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告と重要事項についての事前協議を行う。

子会社及びグループ全体の経営管理、リスク管理及び内部統制システムについては、経営管理を管掌する部門が担当する。

・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

内部監査室の担当者が、必要に応じて監査役を補助する。

・前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

内部監査室の担当者が監査役の補助業務に従事する際には、その業務に関して取締役他の指揮命令を受けない。また、当該担当者の任命、異動には常勤監査役の同意を必要とする。

・取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会の他、必要に応じて経営会議、その他の重要な会議に随時出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。また、監査役は必要に応じていつでも取締役及び従業員に対し報告を求めることができる。

取締役及び従業員は、重大な法令、定款違反、不正な行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時には、遅滞なく監査役に報告する。

・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見や情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

監査役は、内部監査室と緊密な連携を保ち、必要に応じて内部監査室と共同で監査を行う。

c . 監査役監査及び内部監査の状況

監査役監査は、社外監査役である常勤監査役が中心となり、監査役会で定めた監査計画に基づき独立性を持って実施されています。監査役会と監査室は、監査の過程において発見された事項について適宜、相互に報告を行い、取締役、その他の執行機関に対して、業務改善等に関する提言を連携して行っています。

d . 会計監査の状況と各監査役との連携状況

当社の平成25年3月期の会計監査は、あらた監査法人が実施しており、監査業務に従事している公認会計士は、澤山宏行代表社員及び岩尾健太郎代表社員であり、当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士3名、公認会計士試験合格者2名、その他5名の計12名です。

各監査役は、監査法人より、監査計画段階で年間の監査日程、監査アプローチ及びリスク対応手続きに関する説明、監査完了段階で監査実施結果、後発事象、会計上の主要検討事項及び内部統制に関する事項等についてその有効性に関する報告を受けるとともに、往査現場において適宜意見交換等を行っています。また、監査法人からは四半期ごとのレビュー結果報告書及び年1回の監査結果報告書の提出を受けており、各監査役はその報告内容について、取締役または取締役会に対し報告を行い、指摘された事項に関する業務改善の勧告を行っています。

e . 社外取締役及び社外監査役について

当社では、提出日現在、取締役8名中社外取締役は0名、監査役3名中社外監査役は2名となっています。

社外監査役は、独立性の高い立場から当社の経営を監査し、遵法性や一般株主利益の保護を徹底することを期待し選任しています。なお、社外監査役選任のための独立性に関する基準や方針等については特段定めていませんが、証券取引所の規則等の独立性に関する諸規定を参考に選任しており、社外監査役の選任状況は適切であると考えています。

社外監査役の堀野信人は、当社が平成23年4月28日付で連結子会社としたリノ・メディカル株式会社の代表取締役かつ業務執行者でしたが、平成23年4月27日付で同社代表取締役及び取締役を辞任しており、同社の業務執行者ではなくなりました。また、当人と当社との間で、当人が保有しておりましたリノ・メディカル株式会社の株式の当社に対する譲渡を平成23年4月28日付で行っております。同人については、これまで培ってきたビジネス経験を当社監査体制の強化に活かしていただけることを期待し社外監査役に選任しています。

社外監査役の遠山亮子及び当人が兼任する法人と、当社との間に人的、資金的、取引上の関係はありません。同人については、経営学に関する学識を当社監査体制の強化に活かしていただけることを期待し社外監査役に選任しています。

当社では社外取締役を選任しておりません。なお、社外取締役選任のための独立性に関する基準や方針等については特段定めておりません。

意思決定と業務執行を担う取締役会に対して、社外監査役2名を含む監査役会が監視、牽制機能を持つことで、全体としてバランスのとれたガバナンスを実現していますので、現状の体制としております。

独立した社外監査役の起用により中立性、客観性を高めた現体制は、適切なものであると当社では考えています。

f . 利益相反取引に関する事項

当社の主要株主である筆頭株主及び親会社であったソネットエンタテインメント株式会社（以下「ソネット」という）は、平成25年1月11日付で当社の主要株主である筆頭株主及び親会社に該当しないことになりました。また、当社の親会社であったソニー株式会社（以下「ソニー」という）は、平成25年2月20日付で当社の親会社に該当しないことになりました。

平成25年3月31日現在、ソニーは当社議決権の49.8%を所有する、当社の主要株主となっています。また、ソネットはソニーの100%子会社となっています。

当社は、ソニー及びソネットの中核事業と関連性が薄い事業を手がけることから別会社化され株式上場に至っていますが、ソニー及びソネットがその影響力を利用して自社に有利な取引を行い、会社ひいては少数株主を害することを防止するため下記のような方針・体制をとっています。

- ・ソニー及びソネットとの取引ならびに協力関係は合理的な経営判断に基づきその構築・継続の意思決定を行います。
- ・取締役会の過半数は、ソニー及びソネット非在籍者により構成されています。
- ・取締役会に次ぐ意思決定機関である経営会議は、ソニー及びソネット非在籍者により構成されています。
- ・当社からの要請により、当社取締役1名及び監査役1名が、ソネット在籍者より選任されていますが、これ以外の人的な交流は行っていません。

役員報酬について

a. 役員報酬の額

平成25年3月期における取締役及び監査役に対する役員報酬は以下の通りです。

区分	報酬等の総額		うち社外役員分	
	人数	金額	人数	金額
取締役	8名	277,586千円		
監査役	2名	15,600千円	2名	15,600千円
計	10名	293,186千円	2名	15,600千円

(注) 1 上記報酬等の額には、ストックオプションによる報酬41,413千円(取締役8名に対して41,413千円)を含めています。

2 期末日現在の人数は、取締役9名、監査役3名ですが、取締役1名及び監査役1名には報酬は支払っていません。

b. 役員報酬等の決定方針

会社全体の業績、業績に対する個々人の貢献度、ならびに他社の役員報酬データを踏まえた優秀な人材確保に必要な報酬水準を勘案し、株主総会で決定される取締役及び監査役の報酬限度額の範囲内で決定しています。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めています。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としています。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めています。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めています。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等の決定機関を、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会である旨を定款に定めています。

自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策を遂行できるよう、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めています。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の決議を機動的に行うことを目的とするものです。



株式保有の状況

a. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数	貸借対照表計上額(千円)
10銘柄	1,691,563

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的  
 前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数	貸借対照表計上額(千円)	保有目的
(株)エス・エム・エス	3,410株	368,621	事業提携のため
(株)スリー・ディー・マトリックス	68,000株	168,912	事業提携のため
(株)ケアネット	1株	47	情報収集のため

当事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数	貸借対照表計上額(千円)	保有目的
(株)エス・エム・エス	682,000株	914,562	事業提携のため
(株)スリー・ディー・マトリックス	68,000株	496,400	事業提携のため
(株)ケアネット	100株	40	情報収集のため

(2)【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	41,400	-	43,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	41,400	-	43,000	-

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度において、該当事項はありません。

当連結会計年度において、当社の子会社であるM3 Global Research Limited及びDoctors.net.uk Limitedは、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに所属しているプライスウォーターハウスクーパースのメンバーファームに対して監査証明業務に基づく報酬を支払っています。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度及び当連結会計年度において、該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

業務の特性、監査日数、規模等を勘案した上で、監査役会の同意を得て定めています。

## 第5【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、会計基準等の内容を適切かつ適宜把握する体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し情報収集に努めるとともに、監査法人等の主催する会計基準等に関するセミナーに適宜参加しております。

1【連結財務諸表等】  
 (1)【連結財務諸表】  
 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	10,167,541	12,287,314
受取手形及び売掛金	3,609,928	5,222,748
商品	2,605	67,242
仕掛品	89,325	71,643
原材料及び貯蔵品	50,063	325,308
繰延税金資産	550,352	888,701
前払費用	213,944	246,754
その他	175,048	263,443
貸倒引当金	40,351	44,741
流動資産合計	14,818,458	19,328,414
固定資産		
有形固定資産		
建物	182,429	245,552
減価償却累計額	15,325	64,290
建物(純額)	167,104	181,261
器具・備品	319,882	686,906
減価償却累計額	199,667	469,778
器具・備品(純額)	120,215	217,127
その他	8,186	43,186
減価償却累計額	6,092	40,632
その他(純額)	2,094	2,553
有形固定資産合計	289,413	400,942
無形固定資産		
ソフトウェア	247,628	369,236
のれん	4,778,174	5,490,182
その他	605,351	697,783
無形固定資産合計	5,631,154	6,557,202
投資その他の資産		
投資有価証券	1,649,097	3,774,584
長期貸付金	124,374	141,827
敷金及び保証金	374,293	555,943
繰延税金資産	55,546	30,420
その他	199,982	205,612
貸倒引当金	124,374	141,827
投資その他の資産合計	2,278,920	4,566,560
固定資産合計	8,199,488	11,524,706
資産合計	23,017,946	30,853,120

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	481,343	628,646
未払法人税等	1,963,472	2,210,398
賞与引当金	108,729	329,332
ポイント引当金	806,102	1,006,518
その他の引当金	49,959	94,259
未払費用	815,433	1,084,101
未払消費税等	221,012	284,914
前受金	469,395	543,454
その他	178,726	318,440
流動負債合計	5,094,174	6,500,066
固定負債		
繰延税金負債	71,435	384,246
退職給付引当金	12,998	46,590
その他	358,805	449,595
固定負債合計	443,239	880,432
負債合計	5,537,414	7,380,498
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,280,488	1,335,808
資本剰余金	1,508,881	1,564,200
利益剰余金	13,802,845	18,080,016
株主資本合計	16,592,214	20,980,025
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	276,301	862,100
為替換算調整勘定	44,626	404,817
その他の包括利益累計額合計	320,927	1,266,917
新株予約権	105,079	142,090
少数株主持分	462,310	1,083,588
純資産合計	17,480,532	23,472,621
負債純資産合計	23,017,946	30,853,120

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
売上高	19,040,810	26,007,662
売上原価	4,781,154	7,609,265
売上総利益	14,259,655	18,398,397
販売費及び一般管理費		
報酬・給与	2,018,609	2,893,213
賞与引当金繰入額	172,583	282,509
販売促進費	1,104,627	1,538,115
広告宣伝費	597,506	947,116
減価償却費	166,356	99,567
業務委託費	244,387	303,392
ポイント引当金繰入額	248,243	181,441
その他	2,058,855	2,858,886
販売費及び一般管理費合計	6,611,171	9,104,242
営業利益	7,648,484	9,294,154
営業外収益		
受取利息	25,401	22,333
為替差益	-	122,110
投資有価証券売却益	29,824	114,443
持分法による投資利益	51,897	38,201
条件付取得対価に係る公正価値の変動益	41,806	-
その他	36,335	74,633
営業外収益合計	185,265	371,721
営業外費用		
為替差損	45,807	-
貸倒引当金繰入額	-	25,226
公開買付関連費用	-	5,407
その他	92,043	9,792
営業外費用合計	137,851	40,425
経常利益	7,695,899	9,625,450
特別利益		
持分変動利益	4,071	-
子会社株式売却益	-	866
負ののれん発生益	35,012	1,140
新株予約権戻入益	116	231
その他	2,164	-
特別利益合計	41,364	2,237
特別損失		
投資有価証券評価損	-	15,228
子会社清算損	3,907	-
事業構造改善費用	-	105,803
その他	503	2,250
特別損失合計	4,411	123,282
税金等調整前当期純利益	7,732,852	9,504,406

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
法人税、住民税及び事業税	3,202,825	3,813,650
法人税等調整額	117,197	162,076
法人税等合計	3,085,627	3,651,573
少数株主損益調整前当期純利益	4,647,224	5,852,832
少数株主利益	154,282	254,091
当期純利益	4,492,941	5,598,741

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	4,647,224	5,852,832
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	147,100	585,459
為替換算調整勘定	100,177	393,619
持分法適用会社に対する持分相当額	1,247	4,009
その他の包括利益合計	248,525	983,087
包括利益	4,895,749	6,835,920
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,749,697	6,544,730
少数株主に係る包括利益	146,052	291,189

## 【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	1,197,787	1,280,488
当期変動額		
新株の発行	82,700	55,320
当期変動額合計	82,700	55,320
当期末残高	1,280,488	1,335,808
<b>資本剰余金</b>		
当期首残高	1,426,182	1,508,881
当期変動額		
新株の発行	82,698	55,319
当期変動額合計	82,698	55,319
当期末残高	1,508,881	1,564,200
<b>利益剰余金</b>		
当期首残高	10,620,003	13,802,845
当期変動額		
剰余金の配当	1,310,100	1,321,570
当期純利益	4,492,941	5,598,741
当期変動額合計	3,182,841	4,277,171
当期末残高	13,802,845	18,080,016
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	13,243,974	16,592,214
当期変動額		
新株の発行	165,399	110,639
剰余金の配当	1,310,100	1,321,570
当期純利益	4,492,941	5,598,741
当期変動額合計	3,348,240	4,387,810
当期末残高	16,592,214	20,980,025
<b>その他の包括利益累計額</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	129,332	276,301
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	146,969	585,798
当期変動額合計	146,969	585,798
当期末残高	276,301	862,100
<b>為替換算調整勘定</b>		
当期首残高	65,160	44,626
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	109,787	360,191
当期変動額合計	109,787	360,191
当期末残高	44,626	404,817
<b>その他の包括利益累計額合計</b>		
当期首残高	64,171	320,927
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	256,756	945,989
当期変動額合計	256,756	945,989
当期末残高	320,927	1,266,917



	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
<b>新株予約権</b>		
当期首残高	62,483	105,079
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	42,595	37,010
当期変動額合計	42,595	37,010
当期末残高	105,079	142,090
<b>少数株主持分</b>		
当期首残高	337,495	462,310
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	124,814	621,278
当期変動額合計	124,814	621,278
当期末残高	462,310	1,083,588
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	13,708,125	17,480,532
当期変動額		
新株の発行	165,399	110,639
剰余金の配当	1,310,100	1,321,570
当期純利益	4,492,941	5,598,741
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	424,166	1,604,278
当期変動額合計	3,772,406	5,992,089
当期末残高	17,480,532	23,472,621

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	7,732,852	9,504,406
減価償却費	268,385	201,166
のれん償却額	288,284	411,714
負ののれん発生益	35,012	1,140
投資有価証券評価損益（は益）	-	15,228
投資有価証券売却損益（は益）	29,824	144,026
条件付取得対価に係る公正価値の変動損益（は益）	41,806	-
貸倒引当金の増減額（は減少）	8,640	17,838
賞与引当金の増減額（は減少）	16,197	46,843
ポイント引当金の増減額（は減少）	250,023	189,332
その他の引当金の増減額（は減少）	29,529	44,726
受取利息及び受取配当金	29,811	30,876
為替差損益（は益）	45,807	122,110
持分法による投資損益（は益）	51,897	38,201
持分変動損益（は益）	3,567	2,250
売上債権の増減額（は増加）	714,330	628,182
たな卸資産の増減額（は増加）	81,436	225,464
その他の流動資産の増減額（は増加）	74,428	27,236
その他の固定資産の増減額（は増加）	49,175	2,738
未払費用の増減額（は減少）	245,631	84,165
仕入債務の増減額（は減少）	141,276	50,400
前受金の増減額（は減少）	157,078	2,700
その他の流動負債の増減額（は減少）	41,310	35,815
その他の固定負債の増減額（は減少）	20,609	22,786
その他	75,921	62,410
小計	8,071,370	9,379,983
利息及び配当金の受取額	50,504	60,431
利息の支払額	3,219	3,609
法人税等の支払額	2,791,799	3,626,652
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,326,855	5,810,152

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	8,965	18,305
定期預金の払戻による収入	50,000	152,128
拘束性預金の払戻による収入	-	97,114
有価証券の償還による収入	-	301,981
有形固定資産の取得による支出	208,833	116,399
無形固定資産の取得による支出	84,003	135,238
敷金及び保証金の差入による支出	242,514	61,192
敷金及び保証金の回収による収入	157,029	8,358
投資有価証券の取得による支出	214,685	1,248,873
投資有価証券の売却による収入	61,824	170,443
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	3,197,750	<sup>2</sup> 2,050,772
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	52,993	<sup>2</sup> 102,923
子会社株式の取得による支出	258	102,615
子会社株式の売却による収入	-	662,508
貸付金の回収による収入	-	20,000
その他	546	3,081
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>3,634,617</b>	<b>2,214,857</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の返済による支出	111,534	50,000
長期借入金の返済による支出	124,397	358,840
株式の発行による収入	153,900	94,657
配当金の支払額	1,308,326	1,320,069
少数株主への配当金の支払額	20,948	63,179
その他	20,000	30,000
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,391,305</b>	<b>1,667,431</b>
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>22,724</b>	<b>113,687</b>
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	278,208	2,041,551
現金及び現金同等物の期首残高	9,393,831	9,672,040
現金及び現金同等物の期末残高	<sup>1</sup> 9,672,040	<sup>1</sup> 11,713,591

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 15社

主要な連結子会社の名称 M3 USA Corporation

Medi C&C Co., Ltd.

アイチケット株式会社

メビックス株式会社

クリニカルポーター株式会社

エムスリーキャリア株式会社

M3 Global Research Limited (旧 EMS Research Limited)

Doctors.net.uk Limited

MedQuarter Online GmbH

リノ・メディカル株式会社

株式会社エムプラス

株式会社メディカル・パイロット

株式会社フジ・シー・アール・エス

株式会社MICメディカル

株式会社シィ・エム・エス

上記のうち、株式会社MICメディカル及び株式会社シィ・エム・エスについては、新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より連結の範囲に含めています。

なお、新たに株式を取得した株式会社MICメディカルに関する連結の範囲の変更については、当連結会計年度の翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与えると見込んでおります。影響の概要については、「企業結合等関係」に記載しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 健康サポート株式会社

MedeConnect Limited

JobConnect Limited

PharmaConnect Limited

uknursing.net Limited

Networks in Health Limited

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためです。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 5社

主要な会社名 MedQuarter AG

日本メディカルネットコミュニケーションズ株式会社

株式会社翻訳センター

株式会社イー・アイ・ピー

株式会社メディサイエンスプランニング

上記のうち、株式会社メディサイエンスプランニングについては、新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めています。

また、前連結会計年度において持分法適用関連会社でありましたメディカルアイ株式会社については、当連結会計年度において株式を売却したことから持分法適用の範囲から除外しています。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称 健康サポート株式会社

MedeConnect Limited

JobConnect Limited

PharmaConnect Limited

uknursing.net Limited

Networks in Health Limited

(持分法適用の範囲から除いた理由)

上記の非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためです。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりです。

会社名	決算日	
M3 USA Corporation	12月31日	* 1
メビックス株式会社	4月30日	* 2
クリニカルポーター株式会社	4月30日	* 2
M3 Global Research Limited	6月30日	* 3
Doctors.net.uk Limited	12月31日	* 3
MedQuarter Online GmbH	12月31日	* 1
リノ・メディカル株式会社	7月31日	* 3
株式会社メディカル・パイロット	8月31日	* 3
株式会社フジ・シー・アール・エス	2月28日	* 3
株式会社MICメディカル	9月30日	* 3

\* 1 連結決算日（3月31日）現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しています。

\* 2 1月31日現在の財務諸表を使用しています。ただし、連結決算日（3月31日）までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

\* 3 2月28日現在の財務諸表を使用しています。ただし、連結決算日（3月31日）までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

( ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（時価評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。

時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しています。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

( ) たな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっています。

a 仕掛品 : 個別法

b 商品 : 総平均法

c 原材料 : 総平均法

d 貯蔵品 : 最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

( ) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しています。また、一部の連結子会社は定率法を採用しています。

主な耐用年数は次のとおりです。

建物 15年

器具・備品 2～8年

( ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

( ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法を採用しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

( ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

( ) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、次期支給見込額のうち当連結会計年度対応分の金額を計上しています。

( ) ポイント引当金

ポイント利用による費用負担に備えるため、期末ポイント残高について過去のポイント利用実績率及びポイント当たり費用化率を勘案し、将来利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しています。

( ) 退職給付引当金

一部の連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額を計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）を採用しています。

( ) 売上返金引当金

人材紹介手数料の返金負担に備えるため、過去の返金実績率等を勘案し、将来発生すると見込まれる手数料返金額を計上しています。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内で均等償却しています。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に満期が到来する短期投資からなっています。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっています。

( 会計方針の変更 )

( 有形固定資産の減価償却方法の変更 )

有形固定資産の減価償却方法については、従来、当社及び国内連結子会社では定率法を採用する一方、一部の海外連結子会社では定額法を採用しておりましたが、当連結会計年度より当社及び主要な国内連結子会社においては定額法に変更しております。

これは、今後更なるグローバルな事業展開が加速し海外における有形固定資産の増加が見込まれること、また、当社及び主要な国内連結子会社の有形固定資産の保有状況を見直した結果、耐用年数内で安定的に使用される資産が大部分を占めていることから、グループの会計方針の統一と期間損益の適正化の観点から変更したものです。

この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微です。

( 未適用の会計基準等 )

( 米国会計基準 ASU 2012-02：無形資産の減損テストの改正 )

当社グループの一部の在外子会社は、米国会計基準を適用しております。

平成24年7月、FASB (Financial Accounting Standards Boards：米国財務会計基準審議会)は、耐用年数を確定できない無形資産の減損判定を簡素化する新規会計基準を公表しました。

この新規会計基準により、企業は二段階による定量的な無形資産の減損判定の実施の必要性を判断する基礎として、報告単位の公正価値がその帳簿価額を下回る可能性が50%超であるかどうかを判断するため、最初に定性的要素の評価を行うことが認められます。この新規会計基準により、企業は、定性的評価に基づき報告単位の公正価値がその帳簿価額を下回る可能性が50%超であると判断しない限り、その公正価値の算定をする必要がなくなります。

この新規会計基準は、平成24年9月16日以降に開始する連結会計年度における年次及び期中の無形資産の減損判定に適用されます。当社グループにおいては、平成25年4月1日よりこの基準が適用されます。この基準の適用は、当社グループの業績及び財政状態へ重要な影響を与えない見込みです。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

- 前連結会計年度において、「販売費及び一般管理費」の「その他」に含めておりました「広告宣伝費」は販売費及び一般管理費の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記しています。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。  
 この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「販売費及び一般管理費」の「その他」に表示していた2,656,362千円は、「広告宣伝費」597,506千円、「その他」2,058,855千円として組み替えています。
- 前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「事務所移転費用」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「営業外費用」の「その他」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。  
 この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「事務所移転費用」に表示していた77,693千円は、「その他」として組み替えています。
- 前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めておりました「新株予約権戻入益」は特別利益の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記しています。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。  
 この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別利益」の「その他」に表示していた2,280千円は、「新株予約権戻入益」116千円、「その他」2,164千円として組み替えています。
- 前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「持分変動損失」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「特別損失」の「その他」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。  
 この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」の「持分変動損失」に表示していた503千円は、「その他」として組み替えています。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「子会社株式の取得による支出」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しています。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた287千円は、「子会社株式の取得による支出」258千円、「その他」546千円として組み替えています。

(連結貸借対照表関係)

- 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
投資有価証券(株式)	832,419千円	2,070,751千円

(連結包括利益計算書関係)

- その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	279,390千円	960,165千円
組替調整額	-	50,456
税効果調整前	279,390	909,709
税効果額	132,289	324,250
その他有価証券評価差額金	147,100	585,459
為替換算調整勘定：		
当期発生額	100,177	393,619
為替換算調整勘定	100,177	393,619
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	1,247	4,009
持分法適用会社に対する持分相当額	1,247	4,009
その他の包括利益合計	248,525	983,087

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式(株)	262,020	266,608		528,628

(注)株式の増加266,608株は、株式分割による増加264,201株、新株予約権の権利行使による増加2,407株によるものです。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
当社	ストック・オプション としての新株予約権						105,079

(注)ストック・オプションとしての新株予約権の一部は、権利行使期間の初日が到来していません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年4月25日 取締役会	普通株式	1,310,100	5,000	平成23年3月31日	平成23年6月6日

(注)平成23年10月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。上記の1株当たり配当額については、株式分割前の金額です。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年4月26日 取締役会	普通株式	1,321,570	利益剰余金	2,500	平成24年3月31日	平成24年6月11日

(注)平成23年10月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。

当連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式(株)	528,628	1,060,298		1,588,926

(注)株式の増加1,060,298株は、株式分割による増加1,059,016株、新株予約権の権利行使による増加1,282株によるものです。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
当社	ストック・オプション としての新株予約権						142,090

(注)ストック・オプションとしての新株予約権の一部は、権利行使期間の初日が到来していません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年4月26日 取締役会	普通株式	1,321,570	2,500	平成24年3月31日	平成24年6月11日

(注)平成24年10月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。上記の1株当たり配当額については、株式分割前の金額です。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,906,711	利益剰余金	1,200	平成25年3月31日	平成25年6月25日



(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)
現金及び預金勘定	10,167,541千円	12,287,314千円
預入期間3ヶ月超の定期預金	382,997	554,787
拘束性預金	112,503	18,934
現金及び現金同等物	9,672,040	11,713,591

2 当連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たに株式会社MICメディカルを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式会社MICメディカル株式の取得価額と株式会社MICメディカル取得のための支出(純額)との関係は次のとおりです。

流動資産	1,747,978千円
固定資産	227,897
のれん	963,921
流動負債	318,697
少数株主持分	54,151
MICメディカル株式の取得価額	2,566,948
MICメディカル現金及び現金同等物	516,175
差引：MICメディカル取得のための支出	2,050,772

株式の取得により新たに株式会社シィ・エム・エスを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式会社シィ・エム・エス株式の取得価額と株式会社シィ・エム・エス取得による収入(純額)との関係は次のとおりです。

流動資産	968,988千円
固定資産	124,729
のれん	149,181
流動負債	527,353
固定負債	310,959
シィ・エム・エス株式の取得価額	404,586
シィ・エム・エス現金及び現金同等物	507,510
差引：シィ・エム・エス取得による収入	102,923

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余資運用については安全性の高い預金等で運用を行っております。また、当連結会計年度より、当社と国内の主要な連結子会社間にはキャッシュ・マネジメント・システムを利用し、グループ内での資金集中管理を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、各国における外貨建ての営業債権の一部については、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業等の株式及び投資事業組合への出資であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。また、関連会社に対して長期の貸付を行っております。敷金及び保証金は、当社及び連結子会社が入居している事務所の不動産賃借契約にかかるものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金及び未払費用は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日です。未払法人税等は、当連結会計年度における当社及び連結子会社の課税所得にかかるものであり、全て1年以内の支払期日です。

なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、営業債権については、与信管理規程に基づき、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、四半期ごとに時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

長期貸付金及び敷金及び保証金については、必要に応じて、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれます。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、下記のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません。(注)2参照)

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	10,167,541	10,167,541	
(2) 受取手形及び売掛金	3,609,928	3,609,928	
(3) 投資有価証券	1,182,681	1,737,949	555,268
(4) 長期貸付金 貸倒引当金(1)	124,374 124,374		
	-	-	-
(5) 敷金及び保証金	374,293	285,265	89,028
資産計	15,334,445	15,800,685	466,239
(1) 買掛金	481,343	481,343	
(2) 未払費用	815,433	815,433	
(3) 未払法人税等	1,963,472	1,963,472	
負債計	3,260,249	3,260,249	

(1) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	12,287,314	12,287,314	
(2) 受取手形及び売掛金	5,222,748	5,222,748	
(3) 投資有価証券	3,303,325	4,881,197	1,577,871
(4) 長期貸付金 貸倒引当金(1)	141,827 141,827		
	-	-	-
(5) 敷金及び保証金	555,943	430,172	125,770
資産計	21,369,331	22,821,432	1,452,101
(1) 買掛金	628,646	628,646	
(2) 未払費用	1,084,101	1,084,101	
(3) 未払法人税等	2,210,398	2,210,398	
負債計	3,923,146	3,923,146	

(1) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

(注)1 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券に関する事項

(資産)

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。

(3) 投資有価証券

株式は取引所の価格によります。なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(4) 長期貸付金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の指標に信用リスクを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しています。なお、貸倒懸念債権については、見積キャッシュ・フローの割引現在価値等により時価を算定しています。

(5) 敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の指標に信用リスクを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(負債)

(1) 買掛金、(2) 未払費用、(3) 未払法人税等

短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつて  
 います。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 (単位：千円)

区分	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
非上場株式	354,306	345,969
投資事業有限責任組合	112,110	125,289

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	1年内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)
現金及び預金	10,167,541		
受取手形及び売掛金	3,609,928		
長期貸付金		124,374	
敷金及び保証金		374,293	
合計	13,777,470	498,668	

当連結会計年度(平成25年3月31日)

	1年内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)
現金及び預金	12,287,314		
受取手形及び売掛金	5,222,748		
長期貸付金		141,827	
敷金及び保証金		555,943	
合計	17,510,062	697,770	

なお、満期のある有価証券はありません。

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	537,580	107,814	429,766
	(2) 債券			
	(3) その他			
	小計	537,580	107,814	429,766
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式			
	(2) 債券			
	(3) その他			
	小計			
合計		537,580	107,814	429,766

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 466,416千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,411,002	73,814	1,337,188
	(2) 債券			
	(3) その他			
	小計	1,411,002	73,814	1,337,188
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	8,448	11,000	2,552
	(2) 債券			
	(3) その他			
	小計	8,448	11,000	2,552
合計		1,419,450	84,814	1,334,636

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 289,382千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
(1) 株式	61,824	29,824	
(2) 債券			
(3) その他			
合計	61,824	29,824	

当連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
(1) 株式	148,443	114,443	
(2) 債券			
(3) その他			
合計	148,443	114,443	

3 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)において、その他有価証券について15,228千円の減損処理を行っています。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)及び当連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)において、当社グループはデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

一部の連結子会社において、退職一時金制度及び厚生年金基金制度を採用しています。

2 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
退職給付債務(千円)	12,998	46,590
退職給付引当金(千円)	12,998	46,590

なお、退職給付債務の算定については、簡便法を採用しています。

3 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
勤務費用(千円)	7,590	11,177
退職給付費用(千円)	7,590	11,177

なお、退職給付費用の算定については、簡便法を採用しています。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名 (単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	54,210	53,224

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額 (単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
特別利益 新株予約権戻入益	116	231

3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与年月日	平成16年 6月11日	平成16年11月 2日	平成17年 2月21日
付与対象者の区分別人数	当社取締役 3名、 当社子会社取締役 2名	当社監査役 1名、 当社使用人20名	当社子会社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 57,600株	普通株式 2,376株	普通株式 2,052株
権利確定条件	権利確定日(権利行使期間の初日以降)において、当社もしくは当社の子会社等の役員または使用人のいずれの地位を有していること。	権利確定日(権利行使期間の初日以降)において、当社もしくは当社の子会社等の役員または使用人のいずれの地位を有していること。	権利確定日(権利行使期間の初日以降)において、当社もしくは当社の子会社等の役員または使用人のいずれの地位を有していること。
対象勤務期間	平成16年 6月11日～ 平成18年 6月30日	平成16年11月 2日～ 平成18年11月10日	平成17年 2月21日～ 平成19年 2月20日
権利行使期間	平成18年 7月 1日～ 平成26年 5月31日 ただし、権利確定後退職(退任)した場合は、退職(退任)日より6ヶ月以内まで行使可能。	平成18年11月11日～ 平成26年 5月31日 ただし、権利確定後退職(退任)した場合は、退職(退任)日より6ヶ月以内まで行使可能。	平成19年 2月21日～ 平成26年 5月31日 ただし、権利確定後退職(退任)した場合は、退職(退任)日より6ヶ月以内まで行使可能。

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与年月日	平成17年 5月13日	平成17年 8月29日	平成17年11月21日
付与対象者の区分別人数	当社使用人 8名	当社取締役 1名、 当社使用人 1名	当社使用人 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 576株	普通株式 72株	普通株式 48株
権利確定条件	権利確定日(権利行使期間の初日以降)において、当社もしくは当社の子会社等の役員または使用人のいずれの地位を有していること。	権利確定日(権利行使期間の初日以降)において、当社もしくは当社の子会社等の役員または使用人のいずれの地位を有していること。	権利確定日(権利行使期間の初日以降)において、当社もしくは当社の子会社等の役員または使用人のいずれの地位を有していること。
対象勤務期間	平成17年 5月13日～ 平成19年 5月12日	平成17年 8月29日～ 平成19年 8月28日	平成17年11月21日～ 平成19年11月20日
権利行使期間	平成19年 5月13日～ 平成26年 5月31日 ただし、権利確定後退職(退任)した場合は、退職(退任)日より6ヶ月以内まで行使可能。	平成19年 8月29日～ 平成27年 5月31日 ただし、権利確定後退職(退任)した場合は、退職(退任)日より6ヶ月以内まで行使可能。	平成19年11月21日～ 平成27年 5月31日 ただし、権利確定後退職(退任)した場合は、退職(退任)日より6ヶ月以内まで行使可能。

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与年月日	平成18年3月22日	平成18年4月24日	平成19年1月26日
付与対象者の区分別人数	当社取締役4名、 当社使用人32名	当社子会社取締役1名、 当社使用人5名	当社子会社取締役1名、 当社使用人1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 5,520株	普通株式 540株	普通株式 264株
権利確定条件	権利確定日(権利行使期間の初日以降)において、当社もしくは当社の子会社等の役員または使用人のいずれの地位を有していること。	権利確定日(権利行使期間の初日以降)において、当社もしくは当社の子会社等の役員または使用人のいずれの地位を有していること。	権利確定日(権利行使期間の初日以降)において、当社もしくは当社の子会社等の役員または使用人のいずれの地位を有していること。
対象勤務期間	平成18年3月22日～ 平成20年3月21日	平成18年4月24日～ 平成20年4月23日	平成19年1月26日～ 平成21年1月25日
権利行使期間	平成20年3月22日～ 平成27年5月31日 ただし、権利確定後退職(退任)した場合は、退職(退任)日より6ヶ月以内まで行使可能。	平成20年4月24日～ 平成27年5月31日 ただし、権利確定後退職(退任)した場合は、退職(退任)日より6ヶ月以内まで行使可能。	平成21年1月26日～ 平成28年5月31日 ただし、権利確定後退職(退任)した場合は、退職(退任)日より6ヶ月以内まで行使可能。

	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権
付与年月日	平成20年8月27日	平成21年5月29日	平成21年8月26日
付与対象者の区分別人数	当社取締役4名	当社子会社取締役2名、 当社子会社使用人14名	当社取締役6名、 当社子会社取締役3名、 当社使用人3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 960株	普通株式 378株	普通株式 930株
権利確定条件	権利確定日(権利行使期間の初日以降)において、当社もしくは当社の子会社等の役員または使用人のいずれの地位を有していること。	権利確定日(権利行使期間の初日以降)において、当社もしくは当社の子会社等の役員または使用人のいずれの地位を有していること。	権利確定日(権利行使期間の初日以降)において、当社もしくは当社の子会社等の役員または使用人のいずれの地位を有していること。
対象勤務期間	平成20年8月27日～ 平成22年8月26日	平成21年5月29日～ 平成23年5月28日	平成21年8月26日～ 平成23年6月30日
権利行使期間	平成22年8月27日～ 平成30年5月31日 ただし、権利確定後退職(退任)した場合は、退職(退任)日より6ヶ月以内まで行使可能。	平成23年5月29日～ 平成30年5月31日 ただし、権利確定後退職(退任)した場合は、退職(退任)日より6ヶ月以内まで行使可能。	平成23年7月1日～ 平成31年5月31日 ただし、権利確定後退職(退任)した場合は、退職(退任)日より6ヶ月以内まで行使可能。



	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
付与年月日	平成23年1月26日	平成23年3月30日	平成23年8月24日
付与対象者の区分別人数	当社取締役7名、 当社子会社取締役2名、 当社使用人2名	当社子会社取締役1名	当社取締役7名、 当社子会社取締役2名、 当社使用人2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 900株	普通株式 48株	普通株式 510株
権利確定条件	権利確定日(権利行使期間の初日以降)において、当社もしくは当社の子会社等の役員または使用人のいずれの地位を有していること。	権利確定日(権利行使期間の初日以降)において、当社もしくは当社の子会社等の役員または使用人のいずれの地位を有していること。	権利確定日(権利行使期間の初日以降)において、当社もしくは当社の子会社等の役員または使用人のいずれの地位を有していること。
対象勤務期間	平成23年1月26日～ 平成24年6月30日	平成23年3月30日～ 平成24年6月30日	平成23年8月24日～ 平成25年6月30日
権利行使期間	平成24年7月1日～ 平成52年5月31日 ただし、権利確定後退職(退任)した場合は、退職(退任)日より6ヶ月以内まで行使可能。	平成24年7月1日～ 平成32年5月31日 ただし、権利確定後退職(退任)した場合は、退職(退任)日より6ヶ月以内まで行使可能。	平成25年7月1日～ 平成53年5月31日 ただし、権利確定後退職(退任)した場合は、退職(退任)日より6ヶ月以内まで行使可能。

	第16新株予約権	第17回新株予約権	第18回新株予約権
付与年月日	平成24年8月22日	平成24年8月22日	平成25年3月28日
付与対象者の区分別人数	当社取締役7名、 当社子会社取締役2名、 当社使用人3名	当社子会社取締役2名	当社子会社取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 396株	普通株式 75株	普通株式 19株
権利確定条件	権利確定日(権利行使期間の初日以降)において、当社もしくは当社の子会社等の役員または使用人のいずれの地位を有していること。	権利確定日(権利行使期間の初日以降)において、当社もしくは当社の子会社等の役員または使用人のいずれの地位を有していること。	権利確定日(権利行使期間の初日以降)において、当社もしくは当社の子会社等の役員または使用人のいずれの地位を有していること。
対象勤務期間	平成24年8月22日～ 平成26年6月30日	平成24年8月22日～ 平成26年6月30日	平成25年3月28日～ 平成26年6月30日
権利行使期間	平成26年7月1日～ 平成54年5月31日 ただし、権利確定後退職(退任)した場合は、退職(退任)日より6ヶ月以内まで行使可能。	平成26年7月1日～ 平成34年5月31日 ただし、権利確定後退職(退任)した場合は、退職(退任)日より6ヶ月以内まで行使可能。	平成26年7月1日～ 平成34年5月31日 ただし、権利確定後退職(退任)した場合は、退職(退任)日より6ヶ月以内まで行使可能。

(注) 株式数に換算して記載しています。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成25年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しています。

ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権
権利確定前（株）									
前連結会計年度末 付与			1,368						
失効									
権利確定 未確定残			1,368						
権利確定後（株）									
前連結会計年度末	4,356	468	-	144	48	48	2,856	360	204
権利確定 権利行使	1,836	108		36	48	12	612		42
失効							12		
未行使残	2,520	360		108	-	36	2,232	360	162

	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権	第16回 新株予約権	第17回 新株予約権	第18回 新株予約権
権利確定前（株）									
前連結会計年度末 付与	312		516	900	48	510			
失効							396	75	19
権利確定 未確定残	312		264	324	36		396	39	19
権利確定後（株）									
前連結会計年度末	468	30	180						
権利確定 権利行使	312		264	324	36				
失効	204		72	72					
未行使残	576	30	372	252	36				

（注）平成24年10月1日付株式分割（1株につき3株の割合）による分割後の株数に換算して記載しています。

単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権
権利行使価格(円)	5,928	28,824	31,701	68,084	63,055	81,667	93,525	91,258	75,834
行使時平均株価(円)	137,824	160,589		116,667	116,333	131,667	139,224		137,800
付与日における 公正な評価単価(円)									39,636

	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権	第16回 新株予約権	第17回 新株予約権	第18回 新株予約権
権利行使価格(円)	67,553	55,500	1	1	85,000	1	1	140,500	183,300
行使時平均株価(円)	132,667		137,528	137,528					
付与日における 公正な評価単価(円)	33,209	27,848	44,034	60,725	33,459	104,911	127,956	55,437	63,854

(注) 平成24年10月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の価格に換算して記載しています。

4 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第16回、第17回及び第18回新株予約権の公正な評価単価の見積方法は以下のとおりです。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ・モデル

主な基礎数値及び見積方法

	第16回新株予約権	第17回新株予約権	第18回新株予約権
株価変動性(注1)	51.9%	45.0%	41.2%
予想残存期間(注2)	15.8年	5.8年	5.2年
予想配当(注3)	2,500円/株	2,500円/株	2,500円/株
無リスク利率(注4)	1.35%	0.35%	0.12%

(注) 1 第16回新株予約権については当社は平成16年9月15日以前は非上場であり店頭登録もしていなかったため、平成16年9月16日から平成24年8月22日までの、第17回新株予約権については平成18年11月29日から平成24年8月22日までの、第18回新株予約権については平成20年2月6日から平成25年3月28日までの株価実績に基づき算定しています。

2 算定時点から権利行使期間の中間点までの期間と推定しています。

3 平成24年3月期の配当実績によっています。

4 予想残存期間を考慮し、第16回新株予約権については15年もの国債の利回りを、第17回新株予約権については6年もの国債の利回りを、第18回新株予約権については5年もの国債の利回りをそれぞれ利用しています。

5 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは、退職等により勤務条件を満たさない可能性を見積るのが現状困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しています。

6 対価がない自社株式オプション

当社子会社アイチケット株式会社は、提出会社を含む株主6組合、1社及び1名に対し、自己株式オプションとして新株予約権16,981株(株式数に換算しています。)を付与しておりました。これは、議決権の比率調整のために付与したものであるため、対価性はないものと判断しています。

なお、当該自己株式オプションとしての新株予約権につきましては、平成24年5月31日に全て失効していません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
(1) 繰延税金資産(流動)		
未払事業税	122,394千円	169,798千円
ポイント引当金	280,691	348,998
賞与引当金	33,154	162,600
貸倒引当金	6,180	9,122
その他の引当金	5,859	21,535
繰越欠損金	28,418	37,316
未払費用	47,124	105,262
その他	26,528	34,067
計	550,352	888,701
(2) 繰延税金資産(固定)		
繰越欠損金	832,854	736,897
貸倒引当金	66,174	72,808
その他の引当金	9,821	20,826
関連会社株式評価損	15,604	15,604
投資有価証券評価損	9,105	9,105
株式報酬費用	24,421	40,436
その他	22,266	18,753
計	980,247	914,431
評価性引当金	788,578	736,897
計	191,668	177,533
繰延税金負債(固定)		
その他有価証券評価差額金	153,168	475,630
持分法適用会社留保利益	54,389	55,728
計	207,558	531,359
繰延税金資産(負債)の純額	15,889	353,825

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産(固定)の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
固定資産 - 繰延税金資産	55,546千円	30,420千円
固定負債 - 繰延税金負債	71,435	384,246

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度において、当該差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しています。



## 2 株式会社シィ・エム・エスの取得

### (1) 企業結合の概要

被取得企業の名称	株式会社シィ・エム・エス
被取得企業の事業の内容	電子カルテの開発・販売・サポート、医療会計用コンピュータの製造・販売・サポート
企業結合を行った主な理由	電子カルテと治験を融合した新しいビジネスモデルの共同開発、m3.comの会員医師基盤を活用した電子カルテの利用促進等
企業結合日	平成24年10月31日
企業結合の法的形式	株式取得
結合後企業の名称	株式会社シィ・エム・エス
取得した議決権比率	100.0%
取得企業を決定するに至った主な根拠	現金を対価として株式会社シィ・エム・エスの株式を100.0%取得したため

### (2) 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成24年11月1日から平成25年3月31日までの業績が含まれています。

### (3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

被取得企業の取得原価	404,586千円
取得原価の内訳	
株式取得費用（現金）	400,000千円
株式取得に直接要した支出額（デューデリジェンス費用等）	4,586千円

### (4) 発生したのれんの金額等

のれん金額	149,181千円
発生原因	電子カルテと治験を融合した新規事業の今後の事業展開によって期待される将来の収益力に関連して発生したもの
償却方法及び償却期間	のれん金額については、20年間で均等償却しています。

### (5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	968,988千円
固定資産	124,729千円
資産計	<u>1,093,718千円</u>
流動負債	527,353千円
固定負債	310,959千円
負債計	<u>838,312千円</u>

### (6) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	1,371,701千円
営業利益	101,970千円
経常利益	88,974千円
当期純利益	53,209千円

（概算額の算定方法）

企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定し、シィ・エム・エスの平成24年11月1日から平成25年3月31日までの損益を基礎として月数按分等の合理的な方法により算定した売上高及び損益情報と取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としています。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

上記情報は必ずしも将来起こりうるべき事象を示唆するものではありません。また、実際に出資が期首時点に行われた場合の連結会社の経営成績を示すものではありません。



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分に関する意思決定を行い、かつ、業績評価をするために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

「医療ポータル」セグメントは、医療従事者専門サイトm3.comの会員基盤を利用した医療関連会社マーケティング支援や調査等の各種サービスを提供しています。「エビデンスソリューション」セグメントは、大規模臨床研究支援事業、治験実施医療機関における治験業務全般の管理・運営支援事業等を行っています。「海外」セグメントは、米国、英国及び韓国等での医療従事者専門サイトを活用した医療関連会社向けマーケティング支援や調査等の各種サービスを提供しています。「診療プラットフォーム」セグメントは、電子カルテ等の開発・販売・サポート事業を行っています。

当連結会計年度において、新たに株式会社シー・エム・エスの株式を取得したことに伴い、報告セグメントを従来の「医療ポータル」、「エビデンスソリューション」及び「海外」の3区分から、「医療ポータル」、「エビデンスソリューション」、「海外」及び「診療プラットフォーム」の4区分に変更しています。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、セグメント見直し後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一です。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値です。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいています。

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

有形固定資産の減価償却方法については、従来、当社及び国内連結子会社では定率法を採用する一方、一部の海外連結子会社では定額法を採用していましたが、当連結会計年度より、当社及び主要な国内連結子会社においては定額法に変更しております。

これは、今後更なるグローバルな事業展開が加速し海外における有形固定資産の増加が見込まれること、また、当社及び主要な国内連結子会社の有形固定資産の保有状況を見直した結果、耐用年数内で安定的に使用される資産が大部分を占めていることから、グループの会計方針の統一と期間損益の適正化の観点から変更するものです。

この変更による当連結会計年度のセグメント利益に与える影響は軽微です。



3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日） （単位：千円）

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	医療 ポータル	エビデンス ソリューション	海外	診療プラッ トフォーム	計		
売上高							
外部顧客への売上高	13,000,712	2,321,633	2,981,668	-	18,304,014	736,796	19,040,810
セグメント間の内部 売上高または振替高	280,928	-	1,477	-	282,405	453	282,859
計	13,281,640	2,321,633	2,983,146	-	18,586,419	737,250	19,323,669
セグメント利益	7,625,253	423,034	138,317	-	8,186,605	76,159	8,262,765
セグメント資産	4,943,063	2,947,909	5,918,630	-	13,809,602	2,108,207	15,917,810
その他の項目							
減価償却費	162,586	40,651	38,133	-	241,370	23,965	265,335
のれんの償却費	19,994	136,178	109,081	-	265,254	23,030	288,284
受取利息	9	168	20,506	-	20,685	145	20,831
支払利息	113	638	6,067	-	6,818	1,265	8,083
持分法投資利益	-	-	-	-	-	51,897	51,897
持分法適用会社への 投資額	-	-	-	-	-	831,784	831,784
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	268,767	601,328	2,715,417	-	3,585,513	362,915	3,948,429

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、医療機関向け各種情報提供サービス事業及び医療用医薬品に関する広告代理店事業等を含んでいます。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） （単位：千円）

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	医療 ポータル	エビデンス ソリューション	海外	診療プラッ トフォーム	計		
売上高							
外部顧客への売上高	15,907,163	4,261,713	4,069,015	979,787	25,217,679	789,983	26,007,662
セグメント間の内部 売上高または振替高	307,849	22,160	-	-	330,009	5,223	335,233
計	16,215,013	4,283,873	4,069,015	979,787	25,547,689	795,207	26,342,896
セグメント利益	9,189,042	517,474	117,384	63,551	9,887,453	87,118	9,974,572
セグメント資産	5,116,067	5,042,292	6,989,015	865,501	18,012,877	1,486,699	19,499,576
その他の項目							
減価償却費	78,801	44,334	48,406	14,711	186,253	11,524	197,777
のれんの償却費	19,994	183,383	179,152	3,774	386,305	25,408	411,714
受取利息	12	1,609	15,316	31	16,970	28	16,999
支払利息	-	537	7,406	862	8,806	1,859	10,666
持分法投資利益	-	17,240	-	-	17,240	55,441	38,201
持分法適用会社への 投資額	-	1,203,496	-	-	1,203,496	862,254	2,065,751
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	111,963	1,192,474	91,351	369,533	1,765,323	20,508	1,785,831

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、医療機関向け各種情報提供サービス事業及び医療用医薬品に関する広告代理店事業等を含んでいます。

4 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	18,586,419	25,547,689
「その他」の区分の売上高	737,250	795,207
セグメント間取引消去	282,859	335,233
連結財務諸表の売上高	19,040,810	26,007,662

(単位:千円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	8,186,605	9,887,453
「その他」の区分の利益	76,159	87,118
セグメント間取引消去	9,070	11,812
全社費用(注)	557,795	337,309
連結財務諸表の経常利益	7,695,899	9,625,450

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社グループの管理及び投資活動にかかる費用です。

(単位:千円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	13,809,602	18,012,877
「その他」の区分の資産	2,108,207	1,486,699
セグメント間取引消去	674,199	1,416,919
全社資産(注)	7,774,335	12,770,463
連結財務諸表の資産合計	23,017,946	30,853,120

(注)全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない当社グループの余資運用資金(定期預金等)です。

(単位:千円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度
受取利息	20,685	16,970	145	28	4,569	5,334	25,401	22,333
支払利息	6,818	8,806	1,265	1,859	4,864	7,057	3,219	3,609

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	医療関連会社 マーケティング 支援	エビデンスソ リューション	調査	その他	合計
外部顧客への売上高	9,339,481	2,321,633	3,049,313	4,330,382	19,040,810

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

日本	北米	欧州	その他	合計
16,059,142	1,472,702	1,378,924	130,041	19,040,810

(注)売上高は事業拠点の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(2) 有形固定資産

(単位:千円)

日本	北米	欧州	その他	合計
230,677	11,169	45,905	1,660	289,413

3 主要な顧客ごとの情報

当連結会計年度における各顧客への売上高が、連結損益計算書の売上高の10%未満のため、記載を省略して  
 います。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報 (単位：千円)

	医療関連会社 マーケティング 支援	エビデンスソ リューション	調査	診療プラット フォーム	その他	合計
外部顧客への 売上高	11,481,414	4,261,713	3,599,169	979,787	5,685,579	26,007,662

2 地域ごとの情報

(1) 売上高 (単位：千円)

日本	北米	欧州	その他	合計
21,938,647	1,978,825	2,002,274	87,915	26,007,662

(注) 売上高は事業拠点の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(2) 有形固定資産 (単位：千円)

日本	北米	欧州	その他	合計
288,209	29,308	82,317	1,106	400,942

3 主要な顧客ごとの情報

当連結会計年度における各顧客への売上高が、連結損益計算書の売上高の10%未満のため、記載を省略して  
 います。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日） (単位：千円)

	医療 ポータル	エビデンス ソリュー ション	海外	診療プラッ トフォーム	その他 (注)	全社・消去	合計
当期償却額	19,994	136,178	109,081	-	23,030	-	288,284
当期末残高	54,985	1,128,337	3,255,887	-	338,963	-	4,778,174

(注) 「その他」の金額は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、医療機関向け各種情報提供  
 サービス及び医療用医薬品に関する広告代理店事業等を含んでいます。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） (単位：千円)

	医療 ポータル	エビデンス ソリュー ション	海外	診療プラッ トフォーム	その他 (注)	全社・消去	合計
当期償却額	19,994	183,383	179,152	3,774	25,408	-	411,714
当期末残高	34,990	1,692,391	3,297,936	150,873	313,991	-	5,490,182

(注) 「その他」の金額は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、医療機関向け各種情報提供  
 サービス及び医療用医薬品に関する広告代理店事業等を含んでいます。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）  
重要性がないため記載を省略しています。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）  
重要性がないため記載を省略しています。

2 親会社または重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）  
ソニー株式会社  
（東京証券取引所、大阪証券取引所、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所に上場）  
ソネットエンタテインメント株式会社（東京証券取引所に上場）

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

前連結会計年度において当社の直接の親会社であったソネットエンタテインメント株式会社は、平成25年1月11日付で、保有する当社株式の全てをソネットエンタテインメント株式会社の親会社であり当社の親会社でもあったソニー株式会社に対して現物配当しました。これにより、ソネットエンタテインメント株式会社は当社の親会社ではなくなりました。

さらに、平成25年2月20日付で、ソニー株式会社が保有する当社株式の一部を譲渡したことにより、ソニー株式会社は当社の親会社ではなくなりました。

(2) 重要な関連会社

前連結会計年度及び当連結会計年度において、重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	10,664.80円	14,001.25円
1株当たり当期純利益金額	2,843.43円	3,526.67円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	2,820.54円	3,508.97円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りです。

項目	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	4,492,941	5,598,741
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	4,492,941	5,598,741
普通株式の期中平均株式数(株)	1,580,115	1,587,541
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	12,822	8,010
(うち新株予約権)	(12,822)	(8,010)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	連結子会社 アイチケット株式会社 新株予約権1種類(新株予約権の数16,981個)	新株予約権1種類(新株予約権の数19個)

(注) 当社は、平成23年10月1日付で株式1株につき2株の株式分割を、平成24年10月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しています。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	70,000	100,000	2.0	平成26年3月31日
合計	70,000	100,000	-	-

(注) 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しています。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	5,568,367	11,378,109	18,689,760	26,007,662
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(千円)	2,335,426	4,430,872	7,137,115	9,504,406
四半期(当期)純利益金額 (千円)	1,365,176	2,619,100	4,295,141	5,598,741
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	860.75	1,649.50	2,704.61	3,526.67

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	860.75	789.66	1,055.03	820.49

(注) 平成24年10月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っています。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しています。

2【財務諸表等】  
(1)【財務諸表】  
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	7,150,056	10,514,292
受取手形	3,917	7,735
売掛金	1 2,066,184	1 2,370,667
仕掛品	67,361	36,734
貯蔵品	49,725	300,406
前払費用	13,856	21,410
繰延税金資産	474,528	638,626
短期貸付金	1 359,969	1 796,602
その他	43,019	64,673
貸倒引当金	25,546	14,416
流動資産合計	10,203,072	14,736,731
固定資産		
有形固定資産		
建物	172,743	172,743
減価償却累計額	12,020	23,348
建物(純額)	160,723	149,394
器具・備品	100,614	120,082
減価償却累計額	55,634	58,425
器具・備品(純額)	44,979	61,656
有形固定資産合計	205,702	211,051
無形固定資産		
ソフトウェア	124,986	147,935
ソフトウェア仮勘定	8,867	12,031
その他	355	306
無形固定資産合計	134,208	160,273
投資その他の資産		
投資有価証券	797,691	1,691,563
関係会社株式	8,128,627	11,776,715
関係会社長期貸付金	261,881	288,134
長期前払費用	4,351	4,908
敷金及び保証金	352,778	355,327
繰延税金資産	460,723	145,260
貸倒引当金	261,881	288,134
投資その他の資産合計	9,744,173	13,973,776
固定資産合計	10,084,085	14,345,101
資産合計	20,287,158	29,081,833

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	143,051	118,785
未払金	-	8,051
未払費用	203,284	309,324
未払法人税等	1,672,574	1,811,159
未払消費税等	120,412	152,614
前受金	102,800	147,950
預り金	16,404	17,814
関係会社預り金	-	3,780,150
賞与引当金	52,407	59,900
ポイント引当金	738,467	918,175
売上割戻引当金	-	38,780
その他	13,582	11,568
流動負債合計	3,062,985	7,374,275
固定負債		
資産除去債務	76,934	78,055
固定負債合計	76,934	78,055
負債合計	3,139,919	7,452,330
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,280,488	1,335,808
資本剰余金		
資本準備金	1,508,881	1,564,200
資本剰余金合計	1,508,881	1,564,200
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	13,976,191	17,726,788
利益剰余金合計	13,976,191	17,726,788
株主資本合計	16,765,561	20,626,798
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	276,597	860,614
評価・換算差額等合計	276,597	860,614
新株予約権	105,079	142,090
純資産合計	17,147,238	21,629,502
負債純資産合計	20,287,158	29,081,833

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
売上高	11,597,823	13,616,701
売上原価	1,969,292	2,305,759
売上総利益	9,628,531	11,310,942
販売費及び一般管理費		
報酬・給与	705,459	832,249
賞与引当金繰入額	27,993	35,804
減価償却費	116,768	32,171
業務委託費	93,356	87,566
販売促進費	975,983	1,347,032
広告宣伝費	108,576	212,688
賃借料	78,553	77,565
法務費	52,543	72,800
採用研修費	48,262	98,031
ポイント引当金繰入額	249,457	179,708
その他	492,132	587,561
販売費及び一般管理費合計	2,949,086	3,563,179
営業利益	6,679,445	7,747,762
営業外収益		
投資有価証券売却益	29,824	114,443
受取配当金	44,261	100,725
為替差益	-	123,899
その他	32,386	73,078
営業外収益合計	106,472	412,146
営業外費用		
為替差損	24,604	-
貸倒引当金繰入額	-	15,122
その他	47,954	2,438
営業外費用合計	72,558	17,561
経常利益	6,713,359	8,142,347
特別利益		
新株予約権戻入益	116	231
特別利益合計	116	231
税引前当期純利益	6,713,475	8,142,579
法人税、住民税及び事業税	2,903,027	3,242,451
法人税等調整額	62,189	172,039
法人税等合計	2,840,838	3,070,411
当期純利益	3,872,636	5,072,167



【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
1 情報提供料		160,706	8.0	154,693	6.7
2 報酬・給与		369,671	18.4	423,616	18.4
3 業務委託費		1,130,806	56.1	1,336,603	57.9
4 賃借料		76,885	3.8	74,620	3.2
5 減価償却費		37,927	1.9	45,148	2.0
6 賞与引当金繰入額		24,413	1.2	24,096	1.0
7 その他		214,151	10.6	248,593	10.8
合計		2,014,561	100.0	2,307,372	100.0
期首仕掛品たな卸高		52,680		67,361	
期末仕掛品たな卸高		67,361		36,734	
他勘定振替高	1	30,588		32,240	
売上原価		1,969,292		2,305,759	

(注) 1 他勘定振替高の内容は、ソフトウェア仮勘定です。

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、コンテンツ別の実際原価計算です。

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	1,197,787	1,280,488
当期変動額		
新株の発行	82,700	55,320
当期変動額合計	82,700	55,320
当期末残高	1,280,488	1,335,808
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	1,426,182	1,508,881
当期変動額		
新株の発行	82,698	55,319
当期変動額合計	82,698	55,319
当期末残高	1,508,881	1,564,200
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	11,413,655	13,976,191
当期変動額		
剰余金の配当	1,310,100	1,321,570
当期純利益	3,872,636	5,072,167
当期変動額合計	2,562,536	3,750,597
当期末残高	13,976,191	17,726,788
<b>利益剰余金合計</b>		
当期首残高	11,413,655	13,976,191
当期変動額		
剰余金の配当	1,310,100	1,321,570
当期純利益	3,872,636	5,072,167
当期変動額合計	2,562,536	3,750,597
当期末残高	13,976,191	17,726,788
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	14,037,625	16,765,561
当期変動額		
新株の発行	165,399	110,639
剰余金の配当	1,310,100	1,321,570
当期純利益	3,872,636	5,072,167
当期変動額合計	2,727,935	3,861,237
当期末残高	16,765,561	20,626,798
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	129,497	276,597
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	147,100	584,016
当期変動額合計	147,100	584,016
当期末残高	276,597	860,614

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
<b>新株予約権</b>		
当期首残高	62,483	105,079
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	42,595	37,010
当期変動額合計	42,595	37,010
当期末残高	105,079	142,090
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	14,229,606	17,147,238
当期変動額		
新株の発行	165,399	110,639
剰余金の配当	1,310,100	1,321,570
当期純利益	3,872,636	5,072,167
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	189,696	621,027
当期変動額合計	2,917,631	4,482,264
当期末残高	17,147,238	21,629,502

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

##### (2) その他有価証券

###### ( )時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)により評価しています。

###### ( )時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しています。

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

#### 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっています。

##### (1) 仕掛品 : 個別法

##### (2) 貯蔵品 : 最終仕入原価法

#### 3 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

主な耐用年数は次のとおりです。

建物 15年

器具・備品 2～8年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

#### 4 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

##### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、次期支給見込額のうち当期対応分の金額を計上しています。

##### (3) ポイント引当金

ポイント利用による費用負担に備えるため、期末ポイント残高について過去のポイント利用実績率及びポイント当たり費用化率を勘案し、将来利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しています。

##### (4) 売上割戻引当金

将来の売上割戻に備えるため、売上割戻金見込額のうち当期の負担に属する金額を計上しています。

#### 5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっています。

### (会計方針の変更)

#### (有形固定資産の減価償却方法の変更)

有形固定資産の減価償却方法については、従来、定率法を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

これは、有形固定資産の保有状況を見直した結果、耐用年数内で安定的に使用される資産が大部分を占めていることから、期間損益の適正化の観点から変更したものです。

この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微です。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

- 前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取賃貸料」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「営業外収益」の「その他」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っています。  
 この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「受取賃貸料」に表示していた15,241千円は、「その他」として組み替えています。
- 前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「事務所移転費用」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「営業外費用」の「その他」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っています。  
 この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「事務所移転費用」に表示していた43,074千円は、「その他」として組み替えています。

(貸借対照表関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
流動資産		
売掛金	318,805千円	281,961千円
短期貸付金	359,969	796,602

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれています。

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
関係会社からの受取配当金	39,851千円	92,252千円

(有価証券関係)

前事業年度(平成24年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
関連会社株式	409,634	1,200,368	790,733
合計	409,634	1,200,368	790,733

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	7,535,191
関連会社株式	183,802

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

当事業年度(平成25年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
関連会社株式	1,643,359	3,461,747	1,818,387
合計	1,643,359	3,461,747	1,818,387

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	9,949,554
関連会社株式	183,802

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(1) 繰延税金資産(流動)		
未払事業税	117,603千円	143,691千円
ポイント引当金	280,691	348,998
賞与引当金	19,919	22,768
貸倒引当金	9,362	5,385
その他	46,951	117,782
計	474,528	638,626
(2) 繰延税金資産(固定)		
株式報酬費用	24,421	40,436
投資有価証券評価損	9,105	9,105
関係会社株式評価損	462,087	454,959
貸倒引当金	97,460	107,230
その他	20,817	10,102
計	613,892	621,834
繰延税金負債(固定)		
その他有価証券評価差額金	153,168	476,574
計	153,168	476,574
繰延税金資産の純額	460,723	145,260

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度において、当該差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しています。

(企業結合等関係)

当事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しています。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	10,746.16円	13,523.23円
1株当たり当期純利益金額	2,450.86円	3,194.98円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	2,431.13円	3,178.94円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

項目	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	3,872,636	5,072,167
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	3,872,636	5,072,167
普通株式の期中平均株式数(株)	1,580,115	1,587,541
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	12,822	8,010
(うち新株予約権)	(12,822)	(8,010)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株予約権1種類(新株予約権の数19個)

(注) 当社は、平成23年10月1日付で株式1株につき2株の株式分割を、平成24年10月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しています。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他 有価証券	(株)エス・エム・エス	682,000	914,562
		(株)スリー・ディー・マトリックス	68,000	496,400
		ピー・エス・ピー(株)	250	100,000
		アーキテクツ・スタジオ・ジャパン(株)	30,000	48,000
		MirVracha Limited	75,000	7,271
その他(3銘柄)			230	41
計			855,480	1,566,274

【その他】

銘柄			投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他 有価証券	(投資事業有限責任組合)		
		SBIライフサイエンス・テクノロジー投資事業有限責任組合	1	78,766
		DCM VI, L.P.	1	46,522
計			2	125,289

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却 累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	172,743			172,743	23,348	11,328	149,394
器具・備品	100,614	31,448	11,980	120,082	58,425	13,798	61,656
有形固定資産計	273,357	31,448	11,980	292,825	81,774	25,126	211,051
無形固定資産							
ソフトウェア	445,770	75,094		520,864	372,929	52,145	147,935
ソフトウェア仮勘定	8,867	69,009	65,845	12,031			12,031
その他	632			632	325	48	306
無形固定資産計	455,269	144,104	65,845	533,528	373,254	52,194	160,273
長期前払費用	8,686	2,500		11,186	6,278	1,943	4,908
繰延資産							
繰延資産計							

(注) 1 当期増加額のうち主なものは下記のとおりです。

器具・備品 サーバ購入 27,222千円  
 ソフトウェア 新規サービス開発 72,670千円

2 当期減少額のうち主なものは下記のとおりです。

器具・備品 サーバ除却 11,980千円



【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	287,428	28,496		13,373	302,550
賞与引当金	52,407	59,900	52,407		59,900
ポイント引当金	738,467	179,708			918,175
売上割戻引当金	-	38,780			38,780

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」の内訳は下記のとおりです。  
 短期貸付金に対する貸倒引当金の戻入 12,955千円

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

a 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	799
預金	
当座預金	1,160,268
普通預金	46,035
定期預金	9,300,000
別段預金	7,188
小計	10,513,492
合計	10,514,292

b 受取手形

相手先別・期日別内訳

相手先	期日	金額(千円)
(株)博報堂	平成25年7月	7,735
計		7,735

c 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
日本イーライリリー(株)	334,585
大日本住友製薬(株)	147,984
日本ベーリンガーインゲルハイム(株)	113,929
グラクソ・スミスクライン株式会社	110,752
エムスリーキャリア(株)	102,437
その他	1,560,977
計	2,370,667

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ <u>(B)</u> 365
2,066,184	14,292,720	13,988,236	2,370,667	85.5	56.7

(注) 消費税等の会計処理は税抜き方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

d 仕掛品

品名	金額(千円)
受託制作コンテンツ	36,734
計	36,734

e 貯蔵品

品名	金額(千円)
販促物	300,164
印紙	137
切手	104
計	300,406

固定資産

a 関係会社株式

相手先	金額(千円)
M3 USA Corporation	4,013,236
メビックス(株)	1,996,317
(株)MICメディカル	1,987,526
(株)メディサイエンスプランニング	1,233,724
(株)フジ・シー・アール・エス	807,716
その他	1,738,194
計	11,776,715

流動負債

a 買掛金

相手先	金額(千円)
(株)オルカビジョン	24,026
(特非)医学中央雑誌刊行会	22,059
(株)フラッグ	10,493
(株)Jストリーム	8,228
(株)ミツエーリンクス	6,326
その他	47,651
計	118,785

b 関係会社預り金

相手先	金額(千円)
メビックス(株)	1,379,034
(株)MICメディカル	1,020,930
エムスリーキャリア(株)	743,578
(株)フジ・シー・アール・エス	268,495
リノ・メディカル(株)	174,955
その他	193,155
計	3,780,150

c 未払法人税等

内容	金額(千円)
未払法人税	1,218,340
未払事業税	179,943
未払地方法人特別税	198,093
未払住民税	214,782
計	1,811,159

(3)【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL <a href="http://corporate.m3.com/">http://corporate.m3.com/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書  
 事業年度 第12期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月26日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類  
 平成24年6月26日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書  
 （第13期第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）平成24年8月10日関東財務局長に提出  
 （第13期第2四半期）（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）平成24年11月9日関東財務局長に提出  
 （第13期第3四半期）（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）平成25年2月8日関東財務局長に提出
- (4) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書  
 平成24年7月31日関東財務局長に提出  
 事業年度 第12期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書です。
- (5) 臨時報告書  
 平成24年6月27日関東財務局長に提出  
 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書  
 平成24年7月27日関東財務局長に提出  
 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書  
 平成25年1月16日関東財務局長に提出  
 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号（親会社の異動及び主要株主の異動）に基づく臨時報告書  
 平成25年2月25日関東財務局長に提出  
 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（親会社の異動）に基づく臨時報告書

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月25日

エムスリー株式会社  
取締役会御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 澤山 宏行  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岩尾 健太郎  
業務執行社員

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエムスリー株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エムスリー株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、エムスリー株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、エムスリー株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月25日

エムスリー株式会社  
取締役会御中

### あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 澤山 宏行

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 岩尾 健太郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエムスリー株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エムスリー株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ( ) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。